
平成23年第5回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成23年9月14日(水)

1. 議事日程第4号

平成23年9月14日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	帆足博充

まちづくり 推進課長	麻生 太一	環境防災課長兼 基地対策室長	平井 正之
税務課長	帆足 浩一	福祉保健課長	日隈 桂子
住民課長	村口 和好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶原 政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木 良政	会計管理者兼 会計課長	横山 弘康
人権同和啓発 センター所長	飯田 豊実	学校教育課長	穴本 芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島 公司	行政係長	石井 信彦

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

会議中の言論に対し、拍手や可否表明など言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

本日の会議に途中退席の届け出が提出されていますので、報告いたします。

議員につきましては、10番松本義臣君、病気治療のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しています。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） おはようございます。昨日の大谷議員のご質問のいじめ調査につきまして回答させていただきたいと思っております。

過去3年間、平成20年度から22年度までの3年間でございますが、そのいじめの認知件数でございます。小学校では平成20年度29件、21年度は7件、22年度は44件、中学校では20年度29件、21年度9件、22年度13件でございます。平成22年度からは昨日も申し上げましたが、さらにきめ細かな調査を実施することになりましたけれども、教職員の発見、本人の訴え、保護者からの訴えなどが発見のきっかけというふうになっております。その対応でございますが、冷やかしい、からかい、悪口、仲間外れ、無視、軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたかれるなどがございます。これらのほとんどが解消はしておりますけれども、各年度とも2件ずつにつきましては、引き続いて解消に取り組んでいるというところでございます。

また、議員おっしゃられました出来事につきましても、今後はそのようなことがないように学校を指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（高田修治君） それでは、日程第1、これより一般質問を行います。

会議の進行にご協力をお願いいたします。

最初の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） おはようございます。議席番号9番の秦 時雄であります。

本日の一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

その前に、今月の台風12号による紀伊半島豪雨によって亡くなりました被災者に対して、心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、被害に遭われた方々に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早い復旧をお祈りいたしております。

さて、本日通告いたしました障害者の就労支援、2番目が町営住宅、この大きく2点について質問をさせていただきたいと思います。

障害者就労支援につきましては、障害者の就労、これが障害者にとって喫緊の事項、問題であると私は感じておる次第でございます。それで、平成18年に障害者の自立支援法が施行されまして、本年度6年目を迎えております。厚生労働省によりますと、現在の日本における障害者の総数というのは、身体、そして知的、そして精神障害を含めて744万人に上ると、こういうふうに言われております。そしてまた、18歳から64歳のその障害者の雇用施策対象者、やはり職につくというのは、大きなこれはハードルがあります。その就労の対象者、これが約365万人おられるということでございます。

本町におきましては、身体、また知的、そして精神、3障害を含めまして前回の福祉課長の答弁によりますと、かなりおられるということで、身体障害者の方は1,000名以上おられて、そしてまた、まして知的障害、精神障害を含めると、3障害で1,400人から1,500人おられるのかなど。これはまた質問の後、間違っていたらまた詳しく課長から報告していただきたいと思います。そういうふうに1,500人、大変な数だと思います。そういう中で、私たちは障害者とともにこういうふうにご暮らししておるわけでございます。

そういうわけで、自立支援法の施行によって身体、知的、精神それぞれの障害者とその福祉サービスを今、市町村で受けられるようになっております。それはもう皆さんがご承知のとおりであります。障害の種類にかかわらず、共通の福祉サービス、共通の制度によって現在は提供されております。そして、障害者が社会の中で最も働けるように、働く意思と能力のある障害者が一般の企業で働けるように自治体、この自治体が積極的に取り組みを行うために障害者の就労支援対策が実施されておるところでございます。そして、障害者の地域における作業所や社会福祉施設などの福祉的就労から一般

就労へと推進をしておりますが、本町のように若い人、雇用の少ない、そういった事業所の少ない玖珠町においては、なお一層にその障害者にとって就労は大変に厳しいものがある、そういうふうと考えております。

しかし、自治体におきましては、障害者の自立のために積極的な取り組みが行われているところもあります。障害者の福祉とその自立、そして雇用を考える上で財政上の支援というものは欠かせませんが、その障害者雇用促進法に基づいて設立された特例の会社のような、そのような障害者を積極的に雇用している企業も全国にはたくさんあるわけでありまして、重度の障害があっても働けることに希望が持てる町にしなくてはなりません。

このほど玖珠町において、障害者自立支援法に基づく就労支援B型の作業所が開設されると伺っております。障害者にとっても私どもにとっても大変に喜ばしいことだと思っております。それに伴いまして、今年の7月に本町が行った障害者福祉に関するアンケート調査が行われた、そういうふうにご伺っております。この調査によって障害者の皆さんがどのようなことを希望されているのか、要望されているのか。そのアンケート調査結果について伺いたいと思っております。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

本町で7月に行いましたのは、障害者福祉に関するアンケート調査のことです。これは、第3期の障害者福祉計画の策定に当たりまして、事前に当事者からのご意見、ご要望をお聞きするものでございます。対象者は430人、先ほど対象者は、障害手帳等をお持ちの方は1,500名程度と言われましたのはそのとおりでございますが、そのうち65歳未満の方を中心に就労を前提としたアンケートにお答えいただけるということで、その辺から調査をしております。回収率は44.2%、190名の方にいろんなご意見をちょうだいしたところでございます。

この中で就労に関するところのお話をお聞きすると、それから、施設に対する、希望する施設ですね、暮らせる場所ということを中心にお聞きしたわけなんですけれども、現在お仕事をされている方が既に62名おられました。以前もしていたという方は76名とかなりの方が現在も仕事を何らかの形でしてある人がいらっしゃるということでした。あと、今後働く場所があれば仕事をしてみたいと思いませんかということで、50名の方が「思う」と答えております。その辺で玖珠町としては就労の場所を今回の機会、後ほどまたお答えしますが、いい機会ではないかと思っております。その就労に結びつけたいと思っております。計画書のほうにはその旨、10年計画のほうに載せさせてもらおうと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、課長のほうから答弁ございましたけれども、190名の回収で62名の方が既に就労されていると。62名の方の就労というのは一般就労されているということでしょうか。後からまたお答えください。

あと50名がそういうふうな社会の中で働きたいと、そういう思いがあるということでございます。それで、障害者の就労の2番目の状況であります。9月、今月1カ月は障害者雇用支援月間ということで定められております。この月間は障害者の有無にかかわらず、障害者の雇用機運を高めるために全国的に障害者の就職と自立を支援するためにさまざまな催しが行われているということを知っておりますけれども、その障害者の就労意欲は急速に高まっていると、私はそういうふうに見ております。しかし、障害者が安心して働けるためには、事業主、また職場の理解と協力が欠かせません。2009年4月に改正されました障害者雇用促進法、その中には雇用義務制度として国や自治体や民間企業に対して、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない、そういうふうになっております。

そこで、その障害者の就労状況でございますけれども、先ほど62名の方が既に就労されている。この内容についてちょっと先ほど言いましたように、お答え願いたいと思います。

それともう一つは、一般企業の法定雇用率というのは、従業員に対して1.8%、そしてまた、国や地方公共団体、役場は2.1%以上と、そういうふうな決められております。そして、全国的な企業における障害者の雇用率を見ますと、雇っているところ、全企業の5割程度と、そういうふうになっております。いかに障害者の雇用、社会の中で働くというのは現在でも非常に厳しいわけでございます。

私は平成18年6月、一般質問で障害者の就労というものの質問を行ったことがございます。その中で担当課長の答弁の中では、一般企業の就労を見ると、平成16年度に知的障害の方が1名、17年度に身体障害の方が1名、この方が就職されたという答弁をされました。いかに厳しいかがわかります。それから、自立支援法が施行されて丸5年になりました。その間にこの制度ができ、また、障害者に対する私たちの認識、国民のお考え、認識も随分変わってきたと思います。それは大変私はいいほうに向いていると思います。しかしながら、またそういう障害の方は能力的には一般企業に入って十分に働けるということが見えても、雇用者側の理解がなければ到底無理である、これは当時の18年6月議会のときの一般質問での福祉課長の答弁でありました。ですから、関係部署との協議が必要である、このような答弁であります。

そういうことで、この1番の今、先ほどの質問の中の就労状況について伺いたいんです。それとともに、一般企業、そして行政ですね。これは、雇用はどのくらい、何%なのか。そしてまた、もう一つは、行政は障害者に対する雇用の取り組み、これをやっぱり行政は率先してそういう取り組みを行っているのか、そここのところをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 障害者の就労状況についてお話しします。

その当時からすれば、とても人数は増えております。現在、法的に給付される状況での就労状況にある人は23名おられます。障害別に言いますと、知的が19名、身体が1名なんですけれども、これは自営、それからここに入らない23名以外の先ほど60名でご報告しましたが、その中のほとんどが自営とか農業、それから自分のお家で経営しているとか、それからパートの形で出られているという方で

構成されているんですが、そこには概ね身体障害の方のほうが多いです。あと、精神の障害者のほうも2名ほど雇用の形で就職されております。

今、就労移行支援の形で希望されている方がいますので、その方たちがいずれBなりAなりに移行していけばいいなと思っています。現状としては増えてきております。

それから、行政のほうは後ほど総務課長のほうにお願いしたいんですが、雇用の取り組みについてですが、例えば中途障害で障害を雇用先で受けた場合に、再雇用を希望する場合、就労支援の方と一緒に話に参ることもあります。それから、就労している知的障害者にトラブルがあった場合、私どもと一緒に就労支援者とも、つい最近もありましたが、雇用者とお話をしていくという方法もとっております。一般的には商工会とのお話の中で就労のあり方をお話しさせていただいております。協力要請をそういう形でしていただいているところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

行政における就労の状況ということでございますが、積極的に就労の場を設けていくことについては同じでありますけれども、現在、法定雇用率は達したところでの雇用状況であるということであり

ます。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、総務課長が言われました具体的にどのくらいという数字というのは。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 具体的な数字ということでございますが、2名というふうにお聞きしておりますが、後ほど正式な人数については報告させていただきます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 行政がやはり障害者の就労に対して積極的な取り組みを行う。そのためには、やはり行政みずからがそういった障害者の方を雇用する、そういう前提のもとで各企業にこういった障害者の雇用をお願いする、そういう行動が一番大事になってくるのではないかと思います。行政が先頭に立って、法定の雇用率には達していないのかなと私は見ておりますけれども、玖珠町はですね。取り組みを行ってもらいたいし、また、この障害者の雇用のために国がいろんな制度もつくっております。

また、要するに障害者雇用の経験のない中小企業ですね。今まで障害者を雇っていない事業所があった場合、新しく雇いたい。そうならば身体、知的、精神障害含めてそういう人たちを雇用した場合は100万円を支給する、補助すると。それはファーストステップ奨励金というようなこういう制度も2009年からスタートしておりますので、そういった障害者の雇用を促進するためにも、事業所にもこういった奨励金の制度があるということもやっぱり各事業所にもそういうことに注意されていると

思いますけれども、この制度を知らない場合もあるんじゃないかと思しますので、こういうのを使いながら障害者の雇用を促進していく、これが大事でないかとは思うんですけども、そこら辺のことはどうなのでしょう、実情は。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 先ほどの行政における雇用状況ということでございます。実人員的には3名、うち重度が1名ということです。雇用率にいたしますと、2.23%ということになります。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 2.3%ということで、実質的にうちの町はそういうふうに法定雇用率を超えているということで安心したわけです。それで、先ほど福祉課長が例えば商工会を通じてそういった障害者の雇用をお願いしているということでもありますけれども、直接事業所に行ってお願ひすることもあるのでしょうか。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 職種によっては、ご本人さんがこういう職種につきたいとか、ここに前、勤めていたのだが、もう一度勤めたいということの要望がありましたら、直接にお伺ひすることはあります。一般的にはお願ひという形で全体的なお願ひをします。ですから、両方あるということです。

ただ、議員ご指摘のようにそれが徹底されているかどうかというと、わからない人もまだご存じになっていない方、また、雇用の形でもっと詳細なことをお聞きしたいという方がおられるかと思しますので、その辺は徹底したいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 障害者を雇用した場合、そういった助成金もあるということをやっぱり事業所にきちっとお知らせすべきだと私は思います。

それで、この3番目の就労継続支援事業B型についてお聞きしたいんです。それで、このたび障害者自立支援法による事業所が本町に開設されると聞いております。障害者の就労支援の作業所が町内に開設されるということは大変に喜ばしいことであると、そういうふうに思っております。働く場所があれば、社会の中で働きたいと希望している障害者にとっては自立への第一歩になると考えております。今回開設される予定の作業所、この就労継続支援事業B型についてお聞きしたいと思います。お仕事とか内容とか、そういうことがお聞きできればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） まず、B型なんですけれども、B型というのは非雇用型なんです。だから、その人の体調が悪いか、また、年間を通じてそこに就労することは困難であるというレベルの人を雇用するという形です。ですから、常勤の雇用で必ず出なきゃいけないという形ではありません。

その方がB型なんです、玖珠で言いますと、既に先日、10周年記念がありましたわ〜くす・たんぼぼがとてもいい形で始まっておりまして、それに皆さんがああいう感じで雇用、それから就労できるんだなということを理解していただいていると思うんですが、今回のB型の支援事業につきましては、名前はNPO法人ほほえみ工房といます。設置者はNPOのSAKURA会というアルファベットでSAKURAと書きますが、もとは福岡市に本拠地のあるところなんです、そのほほえみ工房が既に3年前に湯布院の石けん工房を町より譲り受ける形で開所しまして、そこに工房を建てたんですが、主にはスギナとかドクダミ、ヨモギなどの薬草になる草を採取し、それを乾燥粉末にして、薬草として販売をするというものを中心にやっております。薬草というか草ですから、時期によって違いますので、草がない時期だとか、それから販売の喚起に当たっては、先ほど言った石けんだとか小さな小物を旅館等から注文を受けた細工をして、小さい小物をつくったりとかというのをやるという形で、いろんな種類がございます。主には薬草を中心に手がけたいということで、現在県のそういう工房の設置に関する申請書は出されて、8月に玖珠町で就労を希望する方の面接試験、試験ではありませんが、面接を行っております。

私どものほうにそれを受けるに当たっては、障害者福祉サービス受給者証という証明書が要ります。その証書を申請にみえた方は9月1日現在で11名おられます。その中の大半は身体障害のほうです。このほほえみ工房は3障害すべての方を対象に行われるんですが、うちのほうでは知的障害のわ〜くす・たんぼぼがございまして、どちらかという、身体障害のほうが多い状況であります。ただ、3障害ですから、いずれどなたが入られても構わないという形で始まっております。これに関しましては、就労と、それから工房が建つということでまちづくり推進課と一緒に事業所としてのあり方ということで、雇用もその面接の際に町内の人の雇用、スタッフとしての雇用もしていただくということで、面接の際にはそういう形もとられています。

現在は開所に向けて人数も20名の定員のところで今進めておりますが、10月の開所をめどに推進しているところです。今後もその就労状況とか、また、施設内の作業状況については私どもも支援、また指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） よくわかりました。この継続支援事業のB型の事業所というのは、先ほど言われたように非雇用型ということで、1カ月の賃金というのはごくわずかである。しかしながら、そういう皆さんの中でやっぱり働いていくというのは一番大事なことだと思います。

それはそれといたしまして、次に、本来であれば障害者の方も最低賃金がもらえるような、そして、それで自立して生活ができるような、そういった雇用を求めるわけです。それで、4番目の就労継続支援事業B型ということについてお聞きしたいのであります。それはB型、非雇用に次ぐちゃんとした正規の雇用ということで、その雇用契約に基づいて最低賃金以上が支払われるようで、1カ月ずっと働けると。それがむしろ職業として成り立っていけるということでございますので、全国的にはい

ろんなこういったA型があるようでございますし、社会福祉法人による福祉工業または実際の施設から今回のB型の事業所が玖珠に開設される予定になっていますけれども、B型、そして実際の施設からA型へと、そういう移行が多いようであるようでございます。また、NPO法人や民間企業がA型を運営すると。また、農業関連が多い。大分県下でも農業関係のそういうA型の事業所があるということを知っておりますけれども、そういった農業関連が多いのが特徴であるように思います。

県によって非常に一生懸命取り組んでいる県もあるようであります。ある県では、農政局がA型事業を取り上げて、障害者の支援組織と立ち上げて、障害者の雇用支援に乗り出しているところもあるようであります。また、厚生労働省ではなく農林水産省がこれを積極的に行っている。また、他県では耕作放棄地の活用策として農地の再生費用を補助して、障害者福祉施設やNPO法人に対する事業をスタートしているところもあります。

今後、本町としてB型が開設されますけれども、それに引き続いてA型の事業所が開設されるということがまた障害者にとっては大切なことではないかと思っております。本町としてはどのような支援が可能であるのか。また、新規参入促進施策に私はぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、本町としてどのような支援が可能なのか。ましてA型の新規参入の取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） とても大きな問題になりました。B型が参入を申し出ていただいて、とても私たちはうれしく思いました。これでうちの町に2つはできるということで、随分前からこれもお話ししたりとかしてまいったわけなんですけれども、目指せA型なんです、実は。だから今、B型が就労をやっと軌道に乗っているところもありますし、わ〜くすの方では道の駅に出している品物がとても好評で伸びている状況にありますし、このB型のほほえみ工房の方も湯布院のほうでは商品として出すところが福岡県内の大きなデパートとか、それから普通の商店街とか大きな商店なんですけれども、そういうところに区画を設けて売り出しているというところで、1人当たりの賃金も少し上がってきているんです。そうなりますと、自分のところとしてもA型のほうに移行できればという意向はございます。

ですから、うちとしては今始まったばかりですので、そこの就労を底上げするというか支援しながら、もしそういうA型が参入できるようところが例えば支店とか、それから区分みみたいな形で今やっているA型の事業所さんが玖珠でやりたいとか、やれるような状況というのを少しでも前向きに取り組むといいなと思っております。今はB型に一生懸命支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） ぜひともA型の事業所が玖珠にも参入できるように行政が後押しをしていただいて、それを実現していただきたいと、そういうふうに思っております。

それで、5番目のむつみ会支援センターの位置づけについてお伺いしたいと思います。

むつみ会は平成3年に地域活動支援型として県の保健所が立ち上げた、そういうふうになっております。この支援センターは、精神障害の精神の方々をサポートしている玖珠郡でただ一つの支援センターであります。精神障害の人たちに対する重要な役割を担っております。そして、この運営費は玖珠九重両町の委託金で賄われており、作業所では自動車の部品、ハーネスの組み立て、そしてまた、カッターシャツやその他の衣服類の糸切り、そういう作業が行われております。そして、これらの作業を支えているのがむつみ会、家族会の方々であります。そしてまた、玖珠町の精神ボランティアの人たちあるいはまた国際ソロブチミスト玖珠の方々、精神ボランティアの人たちもこのむつみ会を支えておるわけでございます。

私は、精神障害者の人たちにとってこの支援センターは絶対に必要で、なくてはならないセンターだと考えております。そういうふう認識しております。今後町内にも新しい作業所が開設されます。そして、その他にも就労支援の作業所が開設され、障害者の皆さんが一步社会の中に踏み込んでいくことがこれから重要になってまいります。

そこで私は、町としてこのむつみ会の支援センターの役割とその位置づけについてどのようにとらえているか、それを伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 議員おっしゃるとおり、私も長年むつみ会と一緒に支援センターと、それから精神の障害者にかかわってきているわけですが、玖珠においては、なくてはならない中核の施設であると思っています。何しろそれは支援センターですから、まずはうちから外に出る練習をするとか、社会に出ていくという一番の入り口でもあります。それから、就労のBなり、それから支援の移行のところに出ていくところで、出ていこうとする人のまた休憩場所でもあるし、また、戻る場所でもあろうと思います。ですから、支援センターそのものは先ほど言いましたように、うちにとって精神障害者のよりどころになる拠点であるという位置づけでございます。

ただ、そこにセンターとしての機能として相談とか、それから行った方々が何らかの次のステップに進むための小規模の作業所としての役割を今、担っていただいておりますので、それを私どもとしてはもう少し町としてできることがあれば支援して、また、指導者の方々が一定の方々に負担がかからないようにということで、以前はボランティアの導入とかも一緒にしていってございましたけれども、そのボランティアも再構築しないと、今のところは個人で随時という形にしかなくなっておりませんので、その辺は担当者と今、第3期の計画の中で盛り込んでいるところでございます。玖珠町だけの施設ではございませんので、両町と一緒に支援してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、先ほどの玖珠町の障害者、3障害の方々の総数は1,500を超えるぐらいの方々がおられるわけでありまして。そういう中で、例えばこのむつみ会の支援センターに関しまして、なかなか今、個人情報保護法という厳しい壁がありまして、ましてむつみ会の家族会の方も

できるだけ家におられるそういった障害者の方を外に本来は出して、来ていただいて支援センターで皆さんと一緒にいろんなお話をしたり、そして、こういった作業をしていただくのが一番いいんですけども、その個人情報という件で全くどこにどういふどなたがおられるかというのはわからないわけですね。そこら辺のことは、これは大きくももっとも支援センターもそういった人たちがいつでも来られるように増えていかなければならない状況だと私は思うんですけども、それがなかなか進まない。個人情報、この壁を破るといふのは非常に難しいものがあるのか、それとも例えば福祉の担当がそういった精神障害の家におられる方に対して家庭訪問をしたりしながら、そして、こういうむつみ会の活動支援センターがありますよということで、そういう作業はやられているのかどうかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 例えば精神障害者の名簿をむつみ会に公表できるかということは、それはできません。ただし、精神障害者の方が通院公費負担の申請にみえますね。その際にお知らせすることは可能なので、その際にはお話しします。ただ、外に出ていただきたいんですが、その状態にない方が結構おられますので、それに該当するような方に対しては、特に行ってみませんか、相談してみませんかという通知はします。

それから、個別の訪問指導なんですけれども、それはご自分で相談にみえた方、また家族の相談があった方、それから、この人はもうかなり回復しているからと思う方々には、保健所とうちの町のほうで保健師が支援することはあります。そこらがなかなか、通知やそういう紹介はするんですが、あと一歩というところがまだなかなかできていないと思います。本人さんたちの会ももちろんあるんですが、なかなかその辺も集まりにくい、病状の関係もあるんですが、うまくいかないところもあります。今からおっしゃるようにできるだけ、年に一、二回の通知なんですけれども、それを少し頻回に出させてもらったり、それから、時々むつみ会のほうから連絡の会報をいただくんですけども、そういうもので見やすいものができていれば、いただいたときにとっても見やすくお配りしたんですけども、そちらのほうを今、活動しているのはこういうことをやっているとか、そういうのをいただければ、こちらから配布は可能なので、よろしくお願ひしたいと思っています。一緒にやってくればと思っています。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） そういうふうにして積極的に皆さんにお知らせをして、できるだけ家から出て、そういう中で皆さんとともにお仕事ができるような状況をつくってあげると、そういった努力をこれからお願ひしたいと思っています。

それで、むつみ会のこの支援センターの中でいろんな作業をやっているわけでありまして。その中で私もいろいろ考えるんですけども、簡単な作業で行政の役務、いろんな仕事があると思うんですね。例えばそこに持ってきて何か作業をして、その支援センターにやってもらう、そういう仕事はできな

いものだろうかかと、そういうふうに思っているんですけども、難しいんでしょうかね。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 今後の課題とさせていただきます。そういうのはあればということで、各課でそういう意向に基づいて、これならばというのが見つければそちらのほうにお願いできるような方向には持っていきたいと思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 時間も大分過ぎましたけれども、町長に伺いたいです。それで、今先ほど言いましたように1,500名に上るそういった3障害の方がおられる。しかし、その障害者が自分で希望する生活を送れる社会状況ではまだないということでもあります。障害者を含めて、だれでも生き生きと働いて普通に暮らせる社会であれば、これからますます高齢化が進む本町においては、だれもが働きやすい、暮らしやすい社会になると思っております。逆に障害者を含めて働きにくい、暮らしにくい町というのは、恐らく多くの方が働きにくく暮らしにくい町になっていく、私はそういうおそれがあると思います。そういう面で障害者の問題というのは、将来の玖珠町、日本を映し出す鏡であると私はそういうふうには思っております。

朝倉町長はまちづくりの基本方針の中について、暮らしやすい町とおっしゃられました。先ほどから障害者の就労支援等での質問をしてみましたけれども、最後に障害者福祉政策についてどのようなお考えを持っているかということをお伺いしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

その前に、わ〜くす・たんぼぼです。この間10周年記念に私、呼ばれまして、そして行きまして、そこに働いている障害者の方の司会進行のもとで、10周年の記念で私もあいさつさせていただいたんですけども、非常にいい状況で10周年、一言で10年といってもかなり努力されて、また今後10年、20年と続くことという状況でお話しさせていただきました。

それと、ほほえみ工房ですか、それにつきましては、湯布院のほうで実際ヨモギカスギナのどちらかわかりませんが、それをつくったそうめんなんかは非常においしいということを実際責任者の方とお会いさせていただきました。そして、むつみ会のほうにも私、去年ですか、そこの建物に行かせていただきまして、いろいろお話しさせていただいたことがあります。その中で私も一番初めに申し上げたとおり、やはり高齢化社会において高齢者の福祉と障害者の福祉というのは非常に重要な課題として考えて、この辺のことにつきましては、やはり暮らしやすいまちづくりということで最重要課題というふうには認識して取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 続きまして、町営住宅について質問したいと思います。

1番の9月の入居募集結果について、2番の町が募集を中止している空き家戸数とその理由について

て、3番目の借りているが実際居住していない戸数、その実態の把握についてお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 秦議員のご質問にお答えします。

町営住宅の入居募集は、町営住宅管理規定に基づきまして、毎年3月と9月に募集を行っております。本年9月の募集は、9月1日から9日まで行っております。申し込み件数は15世帯となっております。これから希望者の入居者資格等を調査し、入居基準に適合したもので抽選会を9月28日、午後19時から行うようになっております。

次の町が募集を中止している空き家戸数とその理由についてでございますけれども、町営住宅の管理戸数は292戸でございます。そのうち政策空き家の戸数は8月末時点で24戸となっております。これは平成15年に作成した町営住宅ストック計画や本年3月に策定した玖珠町公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化し、耐用年数を経過した住宅や高齢者にとって危険な住宅、さまざまな問題を抱える住宅の建てかえなど個別改良をスムーズに行うための政策空き家としております。

借りているが実際に居住していない戸数とその実態把握でございます。

玖珠町の町営住宅の設置及び管理に関する条例第25条の規定により、入居者が町営住宅を15日以上使用しないときは町に届け出るようになっております。病気による緊急入院や施設への入居者がありますが、こうしたものの対象戸数は4戸と把握いたしております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。それで、今の空き家は25戸ですかね。24ですね。今、課長の説明では政策的にということ、この平成15年に策定した町営住宅の建てかえ事業、これに沿って今後いよいよやっていくということによろしいのでしょうか。

それと、古い昭和41年、42年に建てられた住宅というのがあちこちに北山田とか八幡とか、それと池の原とか森御幸団地とかあります。それで、非常に古くて、これには平成16年から本格的な建てかえというのは進んでいないわけですね。これの1つの理由が行財政改革、それともう一つがやっぱり運動公園の建設という大きな事業があった。それで今日まで建設がなされなかったということであります。

それで、私たちはあちこちの町なんかを見て回る場合、やっぱり町営住宅の状況と、同じ町ですから、町に行った場合、町営住宅の状況を見るんですよね。そうすると、どう見ても今まで玖珠町の町営住宅の施策ですね。理由はあったかしらんけれども、置き去りにされてきた感、後回しにされてきた、そういう感が物すごくしますし、町営住宅の家の状況を見れば本町の行政の方向、方針というのが何かよくわかるような気がして、非常に寂しい思いがしてきたわけでございます。

これは朝倉町長もまだ1年と数カ月ということで、前からのをずっと引きずって今日まで来ているわけですが、ぜひとも今、課長が言われたように、いよいよその古い住宅の建てかえの事業を

今考えているということで非常に安心をしているわけでございますけれども、事業としては具体的にどういう作業をしながら、いつごろまでに計画をしているのか。本来ならこの玖珠町の住宅の町営住宅ストック総合計画書によると、平成28年度には池の原の住宅すべてが、町内にある建てかえの住宅はすべて終了するというようになっておりますけれども、それは遅れたということでもあります。それで、これからの計画を具体的にこういうふういつ頃、この計画を進めていく段取り、方向をちょっと示していただきたいなと思うんですけれども。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） これまで住宅政策が遅れてきたということは今、秦議員が言われたとおりだと思います。今後の住宅政策でありますけれども、町内の住宅事業を初め待機者、民間住宅事情などを含め、総合的に判断しながら玖珠町公営住宅等長寿命化計画に沿って、平成25年度以降に建て替える計画で、交付金の取得に向け国、県に今働きかけをしておるところでございます。したがって、早く25年から建て替えていきたいということでございます。まだ細かく具体的にどこを何年というところまではっきりとは詰めておりません。一応計画は持っておりますけれども。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、各町内の古い町営住宅に住んでおられる方、担当の方、いろんな疑問に思うわけですね。住宅が空いているのになぜ入れないのか。入り手があるのになぜ入れないのか、そういう疑問はたくさんあります。そこで修繕すると費用がかかるからとか、そして、新しく町営住宅を建て替えるので今、政策的に入れないんだとか、そして、災害時に被害に遭った人たちをそこへ入れるためにそこを空けているんだとか、何かばらばらなような気がして仕方がないんですね。ですから、今後はそういった建て替え計画の中でそういう政策を進めていくということをやっぱり住宅に住んでおられる方に明確に示すことが僕は必要ではないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 確かに言われるとおりでございます。したがって、今後は住宅の建設に向けて前向きに検討して、随時年次計画で建て替えていけるように3カ年政策とか検討の中に組み込んでいきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 町営住宅の建て替えについて今、課長から答弁がございましたけれども、町長のご答弁、同じだと思うんですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 今、建設水道課長の答えた答弁と基本的に同じでございます。ただ、今まで遅れていたことは、運動公園で32億という大きな資金が動いている中において、財政的にできないということの中において、今後やはり民間でアパートを経営されている方、そういう方も考慮しながら、そして高齢化社会で独居老人の方が中央といいますか、山浦地区とか古後地区で一人で住まれている

方、そういう方も含めて独居老人の方もおられますから、そういうことも含めて総合的に考えなきゃいけない。具体的に25年度から町営住宅について、あるところを建てて、そして、その間にそこへ入っていただいて、残ったところを少しずつ建て替えていくという計画を今考えている、そういう状況でございます。

○議長（高田修治君） 議員、残り時間4分です。

○9番（秦 時雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 3番宿利忠明です。初めての一般質問でございますので、非常に緊張しております。よろしく願いをいたします。

本日は、5項目につきまして質問をさせていただきます。一問一答式でお願いをしたいと思います。

まず1問目、グリーンツーリズムの農泊学習についての質問でございます。

昨今の教育問題を受けて、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、たくましい成長を支える教育活動として農村漁村での宿泊体験活動がありますが、ここ玖珠町でもグリーンツーリズム研究会を中心として受け入れをしているところでございます。玖珠町のグリーンツーリズムにつきましては、農業、農村、農家の活性化のために農林業振興課を事務方として発展してきた経緯がございますし、関係各位の皆様方には大変感謝をしておるところでございますし、今後とも強力に推進方をお願いしたいと思っております。

現在では、北九州の中学2年生を主に農泊体験学習の受け入れをしておりますが、ふだんの生活とは異なる農家の暮らしに初めは戸惑う子供たちですが、仲間とのさまざまな農業体験、農村の自然や人に触れ、最後には「また来たい」と言って帰っていきます。また、学校関係者からも教育効果について高い評価をいただいております。

質問でございますけれども、こうした農業体験学習がこの玖珠町でも今までにあったのかどうか。

それから、今後取り入れていく考え方があるのかについてご質問をいたします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 宿利議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町の学校におきましても、さまざまな体験活動を授業の一環で取り組んでいますが、特に農泊体験では2年ほど前になりますが、塚脇小学校などが農山漁村体験学習としまして、海と山の交流の一環として佐伯市に宿泊したことがございました。玖珠町は農業の町でございますから、今でもおうちが農業をされているお子さんが多いわけでありまして、このような海辺に出かけての宿泊体験は将来に生かされる貴重な体験になったと思っております。

ご承知のとおり、学校では学習指導要領に沿いまして教育を行っております。今回の学習指導要領の改正によりまして授業時数も増えましたことから、学校では学校行事を精選しまして授業時数の確保に努めているところでございまして、このような取り組みも他の教育活動とのバランスを考慮し、

学校の判断で実施をしているところでございます。

また、これまで実施をしております職場体験を宿泊体験に変えて実施するということが可能ではあるかとは思っておりますけれども、このようなこともそれぞれの学校での判断になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 今、教育効果と先ほど言いましたけれども、こうした教育効果につきましては、農業の理解、それから自然の大切さ、環境問題、また野菜等を収穫することによって命をいただくという食育とか農村農家の生活習慣の理解、いろんな意味でこうした中からやっぱり学ぶ意欲や自立心が育まれ、生きる力につながっていくと、そういうような評価を受けているわけでございますし、また、今の教育環境も十分理解しておりますけれども、教育長さんにも一言お願いしたいと思いますけれども。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

課長答弁とほぼ同じになりますけれども、現在、グリーンツーリズムと教育委員会が所管をする学校教育で直接的に関連づけた取り組みは、課長答弁のとおり行っておりません。しかし、現在の学習指導要領は、いわゆる体験学習を重視しておりますして、平成12年から総合的学習の時間というのが設けられました。この俗に言う総合学習の時間ですけれども、地域の特色を生かした授業あるいはボランティア活動、自然体験活動、それから社会体験活動、これらを重視しておりますして、自ら考え、自ら行動するいわゆる生きる力を養うことがこの総合的時間のねらうところでございます。

ですから、12年以降、玖珠町でもすべての学校で地域の方々のご協力を得ながら、例えば農林業、それから福祉関係の施設を訪問するなどして体験学習等に組み込んでおるところでございます。今後グリーンツーリズムとのかかわりの中で他の地域との子供の交流ができる、また、新しい体験学習の機会になるのではないかというふうに考えておりますし、ぜひとも議員さんもジークエスト活動をされておるといふふうにお聞きをしておりますし、そのあたりの情報の提供あるいはご指導をいただければ、今後の取り組みに生かせるかというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 言いましたように海辺のほうにも漁村的に受け入れ団体もございますので、そちらのほうの体験も大事だろうと思っておりますので、今後とも検討のほどよろしく願いをしたいと思います。

2問目に入りたいと思っておりますけれども、工業団地についてお尋ねしたいと思っておりますが、7月の県議会一般質問で、地元選出の濱田県議が一般質問の中で工業団地の造成と企業誘致の見通しについて質問しておりますが、このことにつきましては、町長さんにご承知しておりますでしょうか、お尋ね

をいたします。

○町 長（朝倉浩平君） そのことについては存じています。

○議 長（高田修治君） 町長、待ってください。質問が終わってから。もう少し詰めてください。

○3 番（宿利忠明君） いいですか。ありがとうございました。内容もご存じだということですので、そのことについて質問をさせていただきます。

町では、この工業団地についてはオーダーメイド方式というふうな説明がございましたけれども、この中での商工観光部長さんのお答えの中では、オーダーメイドで造成を行う工業団地とは位置づけていないというような回答をしているわけですので、その後、玖珠町及び事業主体である県土地開発公社と毎月定期協議を行っておりますということで、こうした答弁を受けて、その後この協議会が行われたのか。また、行われたのであればどのような話し合いが行われたのかをお尋ねいたします。

○議 長（高田修治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 7月の県議会を受けまして、それ以降、大分県企業立地推進課、それから大分県土地開発公社並びに玖珠町の3者協議につきましても、県議会の開催中というところで行われておりません。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） それで、毎月定期的に行われているということではないということでしょうか。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 基本的に毎月ということでしたが、七、八月につきましては、県議会があるということで延期をいたしまして、9月につきましては、あす開催されるようになっております。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） わかりました。その場で広瀬知事さんも今言う日田のキャノンマテリアル、また、自動車産業の集積により玖珠町でも企業誘致の機が熟してきているというような答弁もなされておりますし、ぜひとも地元の濱田県議さんとも連携をしながら協議を始めて、一刻も早く団地の造成に向けて頑張ってくださいと思うわけですので。私は今の状況では、蚕の状態ではないかなというふうに感じております。蚕を見て服をつくりませんかと言っても、なかなか皆さん、服をつくる気持ちにはならないわけですので、せめて生糸か、できれば布地にして企業誘致をするというようにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番目に辺地におけるコミュニティについてということでお尋ねをいたします。

今、4地区自治会館、とりわけ玖珠自治会館、また森地区自治会館でも建てかえということで地域のコミュニティの拠点ができているということは非常に喜ばしいことですので、辺地と言われております山浦、古後、日出生地区のコミュニティについてどのように考えているのか、まず

お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） コミュニティについてということでございまして、質問の中に自治会館と辺地における自治公民館のことということでお答えをさせていただきます。

玖珠町におきましては、地方分権、行政改革が進む中で本格的な地方分権時代に対応するため、住民の積極的な参画による協働で、自分たちの手による新しいまちづくりを進めていく必要があることから、平成18年にコミュニティ運営協議会を設立、玖珠町コミュニティ推進条例に基づいて住民との協働によるまちづくりに取り組んでおります。また、それぞれの組織の活動の拠点として玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例により、町内4地区に自治会館を設置しております。自治会館につきましては、かつては社会教育法に基づき、地区公民館として社会教育活動全般にわたって、その活動を担っておりましたが、平成18年度よりコミュニティ運営組織設立に伴い、地区公民館を廃止し、改めて自治会館として位置づけ、運営組織に指定管理契約を結び管理、運営を委託しているところでございます。その説明目的は、地域社会の連帯と地域自主活動の発展を図り、本町における地域振興の活性化に資するため、地域住民の活動拠点施設とすることにあります。

一方、自治公民館の目的は自治区における生活改善及び研修、地区住民の福祉の向上と生涯にわたる学習活動の推進拠点施設としての位置づけとなっております。古後生活改善センターにつきましては、古くは古後診療所として使用されておりましたが、地元住民の皆さんの強い要望により、昭和58年度に山村地域農林漁業特別対策事業により整備され、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例により、地元と指定管理の契約を締結しております。その当時は、一自治区ごとに自治公民館が設置されていなかった状況が顕著でございまして、その改善に向けて複数の自治区を対象に地区で活動できる拠点施設を提供するため国庫補助事業で設置されたものでございまして、その役割はあくまでも自治公民館であると考えております。

なお、今後につきましては、コミュニティ運営組織の活動拠点である自治会館と自治区単位の活動拠点である地区公民館の連携を密にするため、その関係を見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 今、古後公民館のことはこの後、質問する予定でございましたけれども、いま一度質問はしたいと思いますけれども、まずその前に、この前、辺地とはとか過疎地域ということで議会だよりも用語解説がございまして、私も辺地とはこういうことで使われておったのか、過疎地域とはこういうことだったのかと改めて理解を深めたところでございますし、辺地に対しましては、準備を進めるために、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るということでございますし、また、過疎地域につきましても、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下をし、生産機能及び生活環境の整備等が他の辺地に比較して低位にある地域について住民福祉の向上、地域活動の是正を図るというふうな解説をされておりますけれども、この

点につきまして、町長さんの見解といたしますか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） すみません、地域格差をなくすというその……。

○3 番（宿利忠明君） これが事実ならば一刻も早くこういう格差を因るためのことをどういふふうにするのか、施策ですね。

○町 長（朝倉浩平君） まず、基本的にやはり物理的な問題があつて、自治公民館とか、それはもう当然充実していかなきゃいけないと思ひんですけれども、地域格差は物理的な問題で、ある意味では解決できない問題じゃないかという感じがあるんですね。

ただ、では町内に住んでいる人といひゆる古後、山浦地区、日出生台に住んでいる方の交通的、物理的な問題がありますから、その格差といひるのは非常に難しいところがある。ただ、同じ行政サービスもやらなきゃいけないと努力するんですけれども、そこもなかなか非常に精神的には可能だと思ひんですけれども、物理的に不可能なところがあるんじゃないかと思ひんですね。ちょっとそれについて私のお答でいいかどうかちょっとわかりませんですけれども、やはり町内との辺地といひるところは、その格差は行政サービスを受けられることは同じ住民の皆さんでありますから、同じ行政サービスを受けるよなことはやっしていかなきゃいけないといひうふうに思ひています。ただ、物理的に地域が違ひていますから、その格差といひるのがどういふふうにか消するかといひのはちょっとわからない部分といひるところがあります。行政的には格差をなくすよに努力していかなきゃいけないといひうふうに認識してあります。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） わかる面はあるんですけれども、私として実際、辺地といひられる古後地域に住んでおりますと、非常にサービス面でも一律ではないなと、格差がむしろ生じているんじゃないかといひうよな感じも受けているわけでございますし、やっぱり中心部と周辺部に対しては、若干の温度差があるといひうふうに感じてあります。ぜひともここら辺の格差の是正のためには一段と努力といひいますか、お願ひしたいと思ひてあります。

先ほど古後地区の改善センターについてはもうお答がございましたので、そういう面からも含めて、4地区自治会館に準じるといひいますか、日出生、山浦についてはそういう施設のなものがあのかどうか含めて、もう一度お尋ねをしたいと思ひます。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、森、玖珠、北山田、八幡につきましては自治会館、こちらのほうと古後地区の生活改善センターとの位置づけが同等といひうことにはやはりならないといひうふうに思ひてあります。自治会館と地区公民館としての位置づけは、やはり整理しておく必要があろうかと思ひます。

それから、ほかの地区についてでございますが、コミュニティセンターとしまして日出生南部、北部に幾つかの自治区をまたがる施設がございひます。それから、条例上は森地区のコミュニティセン

ターがございます。これは現在、新しい森自治会館としまして改築工事を行っております、それが完成しましたら森地区コミュニティセンターは廃止をいたしまして、新しい森自治会館に変更する予定でございます。

それから、コミュニティセンターとしまして、山浦地区にそういうものはございません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 行政上では4地区ということでコミュニティを推進しているというのは十分私も承知しておりますし、そういうふうな面からでもやっぱり辺地においては、非常に不平等の感じがあるということをぜひ認識いただきまして、少しでも是正をしていただければありがたいということで、次の質問へ入らせていただきます。

まちあるき観光列車についてでございます。

これは、先般の新聞記事に新幹線で九州を訪れた人たちに大分のよさを知ってもらおうと、県とJR九州が10月から大分まちあるき列車を運行するというので、3つの駅に停まるということですね。日田と豊後森と由布院ということであります。そうした中で10月に運行されるのは久留米発で40分ですかね、豊後森に停まるのが。あと10月16日の機関庫に合わせましては140分間、それから11月12日の日田の千年あかりについては60分、豊後森駅に停車するというふうなことでございますが、機関庫やいろんなところでこれに対応するという動きがあるかと思えますけれども、町としてせっかくの玖珠町を売り出す機会でございますので、どういうふうな対応といたしますか、計画があるのかなのか。また、あればどうするのかということをお尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） ご質問に対しまして、運行の時間帯、それから対応につきまして一括でお答えさせていただきます。

3月に九州新幹線が全線開通し、関西方面でも九州への関心が高まっております。大分県としては、この機会に大分の魅力をゆっくり味わっていただけるように、10月1日から12月3日までの間、新幹線が停車する久留米駅からJR久大本線で大分駅まで地元の人とたっぷり触れ合いながら旅するまちあるき観光列車を運行することになり、現在その準備が進められております。

運行の詳細につきましては、10月1日から12月3日までの間の土曜日、一部日曜日でございますが、合計10本運行され、始発の久留米駅を11時に出発、豊後森駅には15時13分に到着、15時53分に森駅を出発、終点の大分駅には18時30分に到着する予定となっております。本来この事業は大分県街なみ環境整備事業として整備されてきた地区、玖珠町では森町地区、日田市では豆田地区などでございまして、こういった地区を中心として事業により整備された町並みを連続して散策し、大分の新たな魅力を五感で体感し、持ち帰ってもらうべくJR九州の協力を得て運行を計画されたものであります。現行列車ダイヤの都合上、停車駅については日田駅、豊後森駅、由布院駅のみとなっております。豊後森駅には約40分間の短時間停車となっております。

玖珠町としては、停車時間40分と短時間ではありますが、せっかくの機会でありますので、日田から豊後森駅間の車内に観光関係者を同乗させて玖珠町の観光素材PRや特産品の試食などを実施し、豊後森駅到着後は機関庫のPRや現地案内、構内では玖珠町商工会の方々などご協力をいただける住民の皆様による地元特産品、農産物の販売コーナーなどでお出迎えし、おもてなしをしたいと考えております。また、運行数10本のうち第9回機関庫まつりが実施されます10月16日につきましては、当町の要望に基づき、大分駅発久留米駅着とすることで停車時間も140分が可能となり、乗客の方々には第9回機関庫まつりを楽しんでいただきたいと考えているところであります。この列車は沿線風景の写真やゆるキャラをラッピングした特別列車で、既に8月19日より発売が開始され、現在の売れ行きは好評であると聞いております。

最後に、料金についてでございますが、通常、久留米大分間、大人1人2,730円のところを2,500円で販売されており、JR九州旅行各支店、駅旅行センターや関西方面でも販売されております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 取り組みもされているということでございますけれども、機関庫まつりのときが140分、それから千年あかりが60分ということで、あとの久留米発は40分でなかなか周辺の観光とか時間的余裕がないのかなという感じはしておりますけれども、機関庫まつりの140分、また千年あかりの60分につきましては、森の町並みを歩くとか、玖珠町では観光に来た方々が一番印象に残ったのはどこですかというようなところで、伐株山から見た景色というか、あれが一番印象に残るといような声も聞いておりますし、この140分、60分の時間は旧森の町並みを見学するとか、伐株山の山頂に登るとか、そうしたような手立てが今、まちなみバスですか、そういうものを使いながらそうしたことができないものかなというような感じをしておりますし、検討いただければ検討していただきたいということでお願いをしたいと思います。

次は民間活力の町への支援ということで質問をしたいと思いますけれども、いろんなところで今、玖珠町を何とかしなければという方たちがたくさんおりますし、それぞれの分野で活動しておりますけれども、どうしてもやっぱり町へのそうした見えない部分というか、声が届かない、見えない部分というところもありますし、そうした人たちに対して町活性化のためにいろんな基金や支援策もあろうかと思っておりますけれども、使える支援の今、助成金といいますか、どういう施策があるのか、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 私のほうから補助金の制度についてお答えをしたいと思います。

まちづくり推進課のほうで新しいビジネスですとか、あるいは観光資源の開発などに利用できるものとしまして、町単独で持っております補助事業としまして、まちづくり推進事業というものがございます。地域コミュニティ推進事業ですね、申しわけありません。地域コミュニティ推進事業というものがございまして、補助率が3分の2、補助金の上限額が200万円というものがございます。もう

一つ別に一般コミュニティ助成事業というものがございまして、こちらにつきましては、大分県市町村振興会の補助金を受けておりまして、補助金額は定額でございまして年間250万円、ただし、これは特定財源といいますか、振興協会からの補助金を受けますので、その補助金がなくなりますと、補助事業そのものが切れてしまうということになっております。その他には県がっております地域振興を図るための補助事業、さらには規模が大きくなりますと、それぞれの国の省が所管します補助事業が基本的に2分の1の補助割合でございまして。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） いろんな補助事業があるということでございますけれども、今日は具体的に2つの例を挙げて、町としての支援はあるのかなのか、どういう形でということでお尋ねをしたいと思います。

1つ、シジミ稚貝の養殖に成功と新聞にも出ておりましたけれども、マシジミは非常に今、自然界では減少傾向にあるということで、実際これは、繁殖するのは貝になって出てくるというように思われておったんですけども、実は卵でシジミが母体で貝殻として出すと。そうした場合は70個から80個ぐらいしか生殖できない。卵の状態では何万個とあるんだそうです。それが稚貝のときに取り出せば、それが2,000から3,000個に増えるということで、今その稚貝を取り出して、それをいかに育てるかということのを地道に研究しておりまして、それがこの前といいますか、ある程度えさも特定して稚貝の生育に明かりが見えたといいますか、養殖にあれがついたということですね。これは人工養殖にしたのは日本で初めてではないかと言われておるわけでございますし、この後は水槽をつくり、本格的に実験を始めたいといいますか、これが行く行くは養殖企業といいますか、進む可能性があるわけでございますし、減反政策で、田んぼで飼えば、一度飼えばこれはもう大きくなっていくのを順番にとっていくということで、非常に町内で産業としては有望になるんじゃないかというふうに私は感じておりますし、今からそういう水槽をつくったり、いろんな意味でまだ研究段階でありますので、いろんな費用があるわけでございますし、そうした人たちに何らかの助成ができるのかできないのか。支援ができるのかということをお聞きします。

あと一点は、万年山の登山ルートということで、山歩きをする方は今、万年山はアスファルト、コンクリートで車でも登れる。実際登山を趣味として歩く方は、やっぱりアスファルト、そういう道を好まないということで、前からあった道を開発してコンクリの上を歩かないルートをある程度確定したというようなことでございますし、このルートにつきましても、今からやっぱり伐開作業とかいろんな問題点もあろうかと思っておりますし、そうした意味で町のことでございまして、これがまた実際こういうことができますと、非常に登山客が増えるんじゃないかということで、観光にもつながるといように考えております。この2点について町の支援はどのようなものがあるのか。また、町としてはどういう考えを持っているのかということをお尋ねをいたします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君）　まず、マシジミ稚貝の養殖ということについてご回答させていただきたいと思います。

マシジミにつきましては、淡水で育つということで内水面の関係だと思っておりますので、私のほうから先に回答させていただきますが、議員さん言われるとおり、現在町内の2名の方が平成22年3月から水槽でマシジミを幼生から稚貝まで人工的に飼育することに成功したということでもあります。これは先般の新聞の記事でも載っていたとおりであります。具体的な助成ということになります。農林業振興課で今、把握している事業とすれば、国の内水面環境活性化総合対策事業というものがございまして、しかしながら、事業主体が地方公共団体か漁協になるということで、個人の分については対象外というふうになっております。

しかしながら、先般県のほうで財団法人大分県産業創造機構というものが大分市にございまして、そこが主催します第9回大分県ビジネスグランプリというものがございまして、それが8月末の締め切りでございます。その分を一応2名の方に紹介をいたしまして、一応計画書を今出しているということでございます。具体的な内容につきましては、対象とする造成等の費用も対象になるということで、上限が1,500万ということでもあります。しかしながら、大変ハードルの高い事業というふう聞いております。具体的に町の支援ということになりますと、そういった事業がございません。よって、今、養殖場の建設をする用地を町内で探している状況でございまして、その用地の情報をともに今提供しながら動いているという形で、そういう間接的な支援をしているところでございます。

○議 長（高田修治君）　麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君）　最初に、先ほど玖珠町としての補助事業のところでは事業名が混乱しましたので整理をさせていただきたいと思います。

1点目としまして、250万円を限度としますコミュニティ助成事業、こちらが大分県の市町村振興協会からの補助を受けるものでございまして、特定財源として受け入れるものでございます。それから次に、玖珠町独自によります事業としまして童話の里コミュニティ推進事業、こちらが補助率3分の2、補助金限度額200万円というものでございます。

それから、万年山の登山道についての件でございます。これは現在、北山田にお住まいの方から相談を受けております。役場としましては、まちづくり推進課、商工観光係が相談窓口になっておりまして、お話を伺っております。近日中にも担当者、それから関係者でそのルートの確認と今後の取り組みについて検討を始める予定としております。

なお、万年山登山道につきましては、現在利用しております塚脇大隈方面からの登山ルート、それと山浦方面からのルートなどがございます。いずれの登山道につきましても、周辺住民の方々による草刈りなどのご協力をもって維持管理ができていますものでございまして、今回の仮に北山田ルートと呼ばさせていただきますが、北山田ルートにつきましても、単に整備に関する町としての支援策の検討のみでなく、整備後の維持管理体制の確保などにつきましても、地域コミュニティの方々や関係住民の方々との相談も含めまして、将来的管理運営形態も視野に入れた対応をしていかなければならない

と考えているところでございます。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） ありがとうございます。こうした民間活力に支援をし、町に活力をもたらすということが大きく言えば交流人口の増加、また、基盤整備の雇用の場の確保という面で、ある程度の町としての今問題である人口の減少等に歯どめがかかる一つのきっかけになるのではないかとこのように考えております。

最後に、町としての特別な補助金がないと言われたマシジミ等いろんな、ほかにも今から先、こうした民間活力をいかに活用していくかという面では、補助金がないというだけでは、最後に町長さんのそうした民間活力の活用に対して、町としての考え方を最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 民間一個人の営利企業に対して、そういう営利企業に対しては多分補助を出していくのは非常に難しいんじゃないかと思えます。ただ、そういう法的面とか、あと、あるそういう民間企業を支援する機構なんかがありますから、そういうところの橋渡しとかをやるということは基本的に考えていかなきゃいけないと、基本的にはそういう状況ですね。一個人的な地域コミュニティ全体的にやるといったら、先ほど言いました1,900万ぐらいですか、童話の里コミュニティ資金がございますから、地域でやるのは可能と思えますけれども、一個人の場合は今のところはそういうことはないし、今後もそういう道筋をつけてあげるといいますか、補助金が出る機構とかそういうところを紹介していくというのは、こちらは積極的にやっていかなきゃいけない、そういうふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 言われてみれば、個人的利益のあるところには、町としては出さないといえますけれども、大きな目を見たときは、やっぱり町の活性化、また、そうした広い意味での企業産業の発展にもつながるということを見たときに、やはりこれは何らかの町としての取り組みというのは必要じゃなかろうかと思えますし、また、今後の課題としてお願いをして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時43分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 13番藤本勝美でございます。

質問をする前に、日本列島を震撼させました東日本大震災の被災者、それと、さきの台風12号で大

変な被害を受けた方々に心からお見舞いを申し上げ、この日本列島が震災だらけと、幸いか九州は割合軽い被害ではなかったかなと思われませんが、震災に遭われた日本の方々に本当に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

通告に従いまして、私も久しぶりの一般質問でございますが、最近の情勢がちょっと心配ではなかろうかなというようなことがございましたので、この通告どおり運動公園について、運動公園の計画縮小についてと、それから運動公園の今後の活用と伺いますか、永きにわたる運動公園の活用をどう考えておるかということにあらまし、見出しを添えてございます。それによって質問させていただきます。また、一問一答方式でやらせていただきたいと思います。

玖珠町の待望の運動公園は平成8年、要望書が提出され、以来今日まで15年が経過してまいりました。そして現在、25年度の完成に向けて工事が着々と進んでいることは大変喜ばしいことでございますし、我々も待ち望んでおるところでございます。この間、反対運動もありましたが、町民の強い要望、多額な町民の浄財寄附もあり、町の方向を決定する本議会も町民の意思として運動公園建設を決断し、実施計画や関係予算を承認して、協力をしてまいりました。

用地につきましては、いろんな地域から要望が上がり、町内9カ所であったかと思いますが、我が地域にという要望も多々ありまして、1点に絞りまして、今の建設が進めておられる中山田の地域に建設の決定を見たところでございます。

民間コンサルタントなどの調査委託や町議会特別委員会の意見などを踏まえ、交通の便の最も利便性の高い、町の中心部に建設整備することにしたものであったと思います。そして、あのように着々と立派なものできております。だが、ここに来て、この運動公園によって町を二分するような大変な選挙も行われ、玖珠町が大きく揺れ動いたことがございます。それはもう皆さんもご承知のとおりでございます。その中で4代、濱田町長、小林町長、そして後藤町長、そして今現在就任しておられる朝倉町長、4代にわたってこの計画はいろいろと暴走と伺いますか、危ない時期もございましたが、今回当選されました朝倉町長は、運動公園はやるということで当選をなされました。

その中で、縮小は少しいたしますよと。町長のお考えの縮小はどこまでわかりませんが、縮小はしますが運動公園はやりますということでございますが、この公園の縮小は、私は前回、委員会、それから議会にもかけられました陸上競技場のアンツーカー、8レーンが6レーンに縮小され、そしてまた、運動公園の全体を見る管理棟の施設も半分以下であろうと私は思いますが、縮小されております。そしてまた、なおかつ今後の施設がまだ残っております。今回もいろいろと委員会等で、また議運でも審査されましたが、テニスコート、多目的広場等々の入札も行われましたが、ここでも縮小があったのかと心配はされておりますが、この後、大きなメインであろう野球場、近辺にない立派な野球場をつくるという町民との約束のもとでやっておる中でどうも縮小が、まだ我々議会のほうには全然、どうします、こうしますという話はございませんけれども、我々の聞くところによると、縮小が叫ばれておる。そこらを私は、今日は町長と一問一答で質問をさせていただこうと、こう思っております。今まで縮小をどのぐらいして、どうであったか。そこらをお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

その前に、グラウンドの縮小が半分以下と今、藤本議員はご認識されているようでございますけれども、当初の実施設計が1億5,000万でございまして、実際1億の工事になるということですから、半分以下でないということをご認識していただければと。それと同時に、議会に話していないというご指摘がありましたけれども、直接議会には話をいたしませんけれども、平成23年2月21日の道の駅・運動公園調査検討特別委員会におきまして、松本委員長、佐藤左俊委員、尾方委員、菅原委員、工藤委員、河野委員、清藤委員、藤本委員はそのとき欠席になっておりますけれども、その時点におきまして、菅原委員からのご質問で、運動公園の主要な見直しという部分でどういうことを決めたかというご質問がありまして、その時点で、まず梶原建設課長が野球場につきましては、ほぼ決まっているが、主に野球スタンドの部分、面的にはこれまでのセンター122メートル、レフト98メートルは変えない。スタンドはどのようなグレードにするかはまだこれから議論する。それと、今のところ野球ナイターはしないという方向をとる。配線工事を行う。ナイターがいつでも設置できるように配管を行う。配線工事は行わない。配管は行くと。そうやって私も、ナイターの配管について、いつでも設置できる状態にしておく。基本的にはそのときナイターのところは、いずれ将来つくっても、半分国交省から出るから現時点ではつくらないということをご特別委員会のほうでお答えさせていただいた。これちょっとご認識していただければと思います。

それにつきまして、今後の縮小につきまして、実際、陸上競技につきまして8レーンから6レーンに縮小いたしました。そして、直走は8レーンです。この縮小につきまして、いつでも3種公認をとれる状況の縮小でございます。そして、インフィールドである芝生のところは人工芝で、これは予定どおりでございますけれども、最初から最高級の芝を利用させていただいているという状況でございます。運動競技はそういうことでございますけれども、野球場につきましては、具体的に今度はナイターを設置するかしらないかということなんですけれども、建設に係る費用が1億1,000万かかります。この1億1,000万の費用対効果をどういうふうにするかというのは、これは費用対効果、利用していただければ幾らかけてもいいんですけれども、その利用度がどのくらいになるかというのが問題です。

そこで、まずその利用度を調べるために、野球チームとナイターをどのくらい、野球チームが玖珠町にどのくらいあって、ナイターはどのくらい使用するだろうかと予測してみました。これ数字ですからちょっと大変ですけれども、まず少年野球が9チームで112人います。中学校の軟式は4チームで48人、中学の硬式は1チームで23人、高校が1チームで40人、そして一般が14チームで276名、オールドボーイが9チームで188名、シルバーが1チームで20名、合計39チームで687名の人が野球場を利用されるだろうと予測されます。野球以外のプレーというのはちょっと考えていません。ここの議論に出しませんけれども、39チーム687名のうち、少年野球9チーム、中学校野球4チーム、中学硬式、高校、基本的にはナイターは使用しないという状況らしいです。そして、問題は一般の14チー

ム、オールドボーイ 9 チーム、シルバー 1 チーム、合計 24 チームの 484 人がナイターをする可能性があるという状況ではないかと。そして、外の、町内のチームではなくて、合宿なんかで利用される場合、その可能性を調べましたら、合宿なんかにおいても夜には利用しない。昼フルに合宿で練習して、もう夜は静かに休むと。そしてまた次の日練習と、基本的にはナイターは利用しないという状況になっているらしいです。

ちなみに、このナイターの使用状況につきまして、お隣の九重町にはナイターシステムがあります。このナイターを 20 年度、21 年度、22 年度でどのくらい利用しているかと調べましたら、20 年度が 1 年間のうち 24 日使われています。21 年度は 51 日、そして 22 年度は 31 日、365 日のうち 20 年度はもう 330 日ぐらい使っていない。一番多く使った 21 年度で 365 日のうち 310 日間は使っていないという状況があります。そして、使用状況がどういふふうになれば、使用の回数が多ければそれは問題ないですけれども、今後非常に使用の回数というのはそんな多く予測できないんじゃないか。九重町のほうにいきましたら、それはナイターをつけるんだったら、ぜひ私どものナイター施設を十分利用してくださいと。実際ナイターを向こうで使用したケースを聞きますと、昼に消化できなかった試合をナイターでしているという状況で、30 回から 50 回という状況になっていると思うんです。

そして、私は基本的にナイター設置を考えていない理由のもう一つとしまして、電気料が高圧電力を含め、月 8 回利用したとき年間 250 万かかります。これはコンサルタントに相談して 250 万円かかっています。かかると予定されます。その 250 万を 8 回でした場合、1 時間当たり 1 万 3,000 円の使用料がかかります。九重町は今 4,200 円で使用料をとっているらしいんですけれども、玖珠町は 1 万 3,000 円とって、仮に九重町並みにしたら 8,800 円、野球を全然利用していない人の 1 時間当たり負担にかかるということですから、基本的に 1 時間当たり 1 万 3,000 円かかる。1 万 3,000 円かかって、2 時間練習して 2 万 6,000 円ですね。24 チーム 484 人の方、シルバー 1 チーム、オールドボーイが 9 チーム、一般が 14 チーム、そういう方々が 2 時間練習するのに 2 万 6,000 円出して払うかどうかというこの問題もあるかと思います。そういう意味を含めて、払っていただいても、1 年間 365 日で 300 日ぐらいあいていたら、非常にもったいないという感じがします。

それと、このナイター設備にかかりまして、1 億 1,000 万円の費用がかかる。1 億 1,000 万と先ほど申し上げました 250 万の電気料、使用料を足しまして、大体建物というのは 20 年で償却するか、30 年で償却するかを考えれば、ちなみに 30 年で償却するとしますと、電気料 1 時間当たり 1 万 3,000 円、2 万 6,000 円もらったとして、差し引きまして 3 年間で 1 億 5,000 万ぐらいお金がかかります。それを 30 年ですと、毎年 550 万のお金がなくなっていくという状況でございます。ただ、550 万なくなっても、本当に 1 年間のうち、365 日のうち 100 日ぐらい利用していただけるんだったら、それは可能性はあると思います。ただ、この段階において、どのくらい利用されるかわかりませんが、現時点の予想では非常に少ないだろうと予測されていますので、それにつきましては、野球チームの方にいろいろ今後説明いたしまして、それでももし必要だと、住民の皆さんの要望が多い場合は、それは残すというか、配管はしていませんけれども、配管でいつでもナイター設備をつくる準備はしてい

るということで考えております。

そして、ちなみに野球場につきましては、当初予定より余分に、実施設計を約1億の余分な経費とか設備を整えています。それは、1つは後ろのメインスタンドを、この間の陸上競技場の管理棟のところで身障者の方に配慮が足りないということで、それを含めましてそこを増やしたと同時に、外野のラバー、1メートル30ぐらいで、あとフェンスにしていたんですけども、それは危険だということで、すべてラバーに張りかえる。そして、そのあと、外野のネット、ライオンズのおかわり君とか昔の中西太選手みたいにぼんとホームラン打って、出たら危ないということで、また防球ネットをつけるということで、野球場につきましては、ナイター設備は1億1,000万も少なくないんですけども、設備自体に約1億ぐらいの追加で、日中する分につきましては、どこのチームが来ても、プロ野球のチームが来てもおかしくないような設備ということの設計を考えております。

そういうことによりまして、基本的に当面はナイター設置を考えていないということで、あと野球場につきましては、当初設計で防球ネット、外壁の高さの変更、メインスタンドを設置して1億1,600万ぐらい実施設計をして、日中使う分は最高級の野球場ができるというふうに認識しております。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） いろいろと町長も調べてあるようでございますが、私が町長とお話をした、これはもうナイターを町長さんはやらんということをお聞きしますが、そういうようなこととお話をしたときの施設と使用料等々を見ますと、大変な金額の違いが出ているなど。時間当たりが私と話したのは5,000円でやろうというような話でございましたが、きょうは1万3,000円と。それから、ナイター設備も7,000万でやろうというのが1億1,000万というふうにかなり額面も上がってきております。これはまた担当のほうに聞いて、私もそう聞き及んでおります。それはわかっております。

その前に、野球チームが小学校からボーイズ、青年、そういったチームが39チームですかね。39チームの全部が全部これはナイターを必要と言わんことはわかっております。わかってはおるんですが、青年のほうですね。青年といえば町内の、また地区周辺の試合等がありますから、町内だけの試合ではないと思いますが、そういった方々が試合をする。これは土曜、日曜に限らんですよ。やはり5時に仕事を終えて準備にかかり、30分、40分かかって、さあ始めようと、試合を開始しようというときにはもう6時、6時半になる。今から先は6時、もう今はそうでしょう。6時を過ぎたら日が陰りますよ。陰るじゃない、もうだんだん暗くなってきます。そういったときにナイター設備もない野球場、一流の立派な野球場をつくろうとしておったものがそうなくなっている。近辺にない野球場にしようと思気込んでおったのが、それができない。

それと、町長は常におっしゃいますけれども、費用対効果、これは無駄な金を使えと私は言いません。でも、必要不可欠なものはせないかんじゃないですか。私もこの一般質問をするに当たって、私は野球をやりませんが、野球をやる人にいろいろと聞きました。もう初めからナイターがついていない球場に、これは何を私言わんかしようと思っているかわからないと思いますが、やはりこの野球場

を通じて、それこそ費用対効果といえますか、私は地場産業の育成にもつながるようなことをやってくれと。それは何を言うかといえば、やはり大学生の合宿、それから強いて言えばプロ野球の2軍、これは絶対来ませんよと思うかもしれませんが、私は聞きました。いいですよ。こけら落としもダイエーが来ていいですよ。そういった話も聞きますけれども、ナイターが初めからない。ナイターがない、ちょっとこれは駄じゃれになりましたけれども、ナイターのついていないところには初めから球団のほうがお断りをいたします。これは、事務所のほうからそういった意見書を出しても構いませんよという話も聞きました。

それと、やはり地域の少年、一生懸命やっている小学校から中学校、ボーイズ、それに今度は高校生、森高が甲子園に何度か行きました。この前は玖珠ボーイズが、これは混成でございますが、久大沿線のボーイズが全国優勝している。これはやはりこの球場がもっともっと活用されたらもっとすばらしい、森高からプロ野球の選手が出るかもしれない。それから、ボーイズがすばらしいチームに、もっと強いチームになっていくんじゃないかな。私はそれをいつも思っております。私の甥っ子が野球をやっておりましたから、プロには行きませんでした。きのうの質問でしたか、やはりスポーツを通じた就職とか、スポーツを通じたという青年をつくり上げていく施設、陸上競技場もそうです。アンツーカーを利用して、今まで土間を走っていたのを、スパイクを履いてあのアンツーカーで走って、そして大分の大会に出そうじゃないかというのが陸上競技場で、こんな立派にできております。野球もしかりと、そこらをご理解いただけないですか。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

まず、ナイター施設、ボーイズとかが使うナイターの施設、基本的には少年野球、中学野球、硬式ボーイズ、高校、基本的にはナイターをしないということにして、そしてナイターは不可欠ということは、もし野球グラウンドがなければ芝生を張らないとか、そういうのだったら問題ないですけども、ナイターは基本的には夜の使用だけです。野球場を昼使用する分においては、ボーイズも真剣にできると思います。そういう人たち、少年野球も昼できる。ナイターを利用する人たちは、それを確率的に調べれば非常に少ない。そして、先ほどプロ野球球団2軍、多分2軍の方と大学の人が来られても、ナイターでやることは基本的に余りないんじゃないかと。それをやっても、1年のうち何回やっていたらいいか、そこが問題だと思うんです。ナイターを本当に利用するかどうか。もう野球場自体の設備は、それはもうどこが来てもおかしくないような設備になっている。ナイターをして、私自身はナイターがないからやらないということは、どこかの大学の合宿が来るとか、ナイター設備がないから2軍が来ないということはないと私は思います。多分基本的には昼。

私、ここの1億1,000万かかるのをその分、逆に昼来てもおかしくないような充実した約1億の実施設設計をかけて、非常に内容がよくなっているというふうに認識していますから、ナイターは必要不可欠ということではなくて、あればいいだろうというふうに私はナイターを認識しています。必要不可欠というふうに私は認識していません。

○議 長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） ナイターを多額な金をかけてと、先ほどからもう二度、三度聞きましたが、ナイターは施設の予算の中に入っておるんですね。約5億かけて野球場を完成させようと。当初予算といえますか、当初計画で。そういった予算の中で、今までの予算の執行状況を見てみますと、陸上競技場、多目的広場公園、テニスコート、これが3セットか4セットで7億5,203万5,000円で、その補助金が3つ、社会資本整備総合交付金、公園設置助成事業、野外運動場設置助成事業、これを3つ合わせて4億797万7,000円補助金ですね。そして、我が玖珠町が一生懸命15年、16年蓄えてきた総合運動公園建設基金、これから3億4,369万円、これはもう運動公園しか使われない基金なんです。

この基金というのは、いろんな交付金をいただいた中で、中央から年度末に何%は基金に充てていくですよという金を蓄えてきたんですね、何年もかけて。それが今現在で13億100万使われております。これも当初から15億、16億という金を基金に充てていこうということで、これも議会も承認して今まで貯めてきている。きのう聞いたところでは今まで16億何がしかの基金があります。そのうちの13億は今現在もう使っておる。あと3億何ぼある。今年度もまた発生するであろうというんですが、先ほど言った、これも陸上競技場と多目的広場と公園とテニスコート、これが7億5,200万何がしかの事業費の中で、単独費、町から持ち出した分、町の一般会計から持ち出した分がどのくらいありますか。これだけ大きい事業をして36万8,000円ですよ。それを今度は5億に置きかえて考えてください。これ5億にちょっと近い数字は、これは用地補償費だから率が違うかもしれませんが、4億2,700万農用地買収のときのものの単独費が16万8,000円、もう予算化されておるんですよ。予算がついておるんです。それはもう皆さんのお骨折りで予算が今までついてきておるんです。その辺のものがついているのを町長、これは待ち望んでおる町民がおるんですよ。反対者だけじゃないんです。待ち望んでおる人がおるんだから、この予算をそこまで削減せんでもいいじゃないですかと。これは一般財源を多額に持ち出さないかんというんなら、私もなるほどとわかります。

それと、これを一回やめとって、やっぱりこれはナイターをつけな、これは野球場は本当に死んだもんだというようなことになって、今1億1,000万でできるものが恐らく1億5,000万、2億という金になってくるんです。もうこれ以上そこまでやらんでくださいよ。私はそう願っております。願っておるじゃなしにお願いします、絶対。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

基金の目的基金で運動公園を最終的には10億7,500万を貯めるという予定の中で工事を進めます。でも、これは目的基金でありましても、基本的には一般の財源の中から繰り入れて、それを貯めているから、基本的には単費を、それを今まではかのところで使えるところを、福祉でも何でも使えるところを使わなくて基本的に目的基金として貯めたんですから、それはその分ほかの事業をできなかったという認識ですからね。だから基本的には、これはもう単費という考え方でいいと思うんです。特別基金で目的基金ですね、単費という考え方。財源の出どころは一緒なんです。出どころは一緒なん

ですから、その考え方は、単費は36万8,000とおっしゃられましたけれども、基本的にはそのときの3億4,369万円の基金の中には一般単費も入っているという認識で、私はそういうふうを考えております。

それと、もし今回つくらなくて、2年後、3年後、住民の皆さんの非常に要望が多くて、1億5,000万、6,000万ということでしたら、それは私どもはわかりません。基本的に少なくとももし将来建てれば、これは30年までの公園計画の中に申請しておけば、国の補助が半分、今の野球場は防衛は3分の2ですけれども、国交省が半分です。これは半分の費用が出ます。出ますから、そののところに於いてどのくらいの物価の値上がり、値下がりするか、これは予測できません。1億5,000万、6,000万というのは、それはどのくらいかかるかわかりませんが、本当にそののところで必要だと、皆さんが使って本当に住民の福祉になるという関係になれば1億5,000万、1億6,000万でつくっても、本当に利用があればいいと思うんです。今の予定では、せいぜい使って、九重町の例をとれば年間50回。でも、九重町でいいので、ここで利用できるものは九重町に利用させていただいても私はいいと思うんですよ。珍珠にそんな格好をつけて、もし野球ができなければしょうがないです。ほとんど利用する人は日中ですよ。野球をナイター利用する人は、もう本当に基本的にはプロですね。そしてプロでかつ、そして民間でも日中働いている人は出ますけれども、それは日中働いている方が1万3,000円を払って、2万6,000円を払って、年間100回ぐらい利用させていただいて、今ホッケーでは年間100回ぐらい利用されているんですね。九重町を見れば複数の人も行っています。50回、20回、30回ですよ。だからそこを利用する人が多ければ私はつくると言っているんです。でも、利用する人が今のところは予測できない。利用するチームがせいぜい24チームの484名、そういうところにおいて費用対効果、ちなみに独居高齢者、独居で住まわれている方が970人ぐらいおるんですよ。それより少ない人数のところ、そして、もし1万3,000円で払えてやっていただければいいんですけれども、もしやれなくて利用度が少なかった、その費用対効果ということを行っているんです。もう本当に利用をたくさんしていただけるんだったら、それはつくってもやぶさかではない。

ただ、基本的にここの運動公園をつくるのは、外資を呼ぶとか、プロを呼んで合宿する、それはあくまで二次的な目標なんです。本当はここの運動公園をつくるのは、住民の皆さんの健康がよくなって、いい生活ができて医療費が減る、そこが目的なんです。二次的な目的のために新たに1億1,000万ということは、私は非常に費用対効果が悪いというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） それは町民もしたいということは、もう百も承知です。我々は今度の4月の選挙でご老人の方々から言われましたよ。我々も若い者の遊び場をつくってもらっては困る。違いますよ。それは町長も恐らくそういう考えを私も聞いておりますが、私は、あそこは温泉が出るころだから温泉を掘って、皆さん方が孫、子と遊びに来て、お湯につかって、憩いの場所をつくりたい。これは町長もそういった考えを持っておるといことは聞いております。町民の若いも若きもそれが利用できる運動公園ということ、私はもう百も承知です。また、それを今まで唱えてきました。

それで、これはまたちょっと脱線しますが、我々も運動公園について、まだ形が完璧にこうなるというところが見えないときに、もう3年前になりましょうか、あの中に芝生公園だけでなくパークゴルフ場をやらんかと言うたら、これは没になってつくらん。パークゴルフ場が今、北山田の三日月でどのくらいはやりよりますか。相当繁盛しております。これは、我々は視察をして執行部にお願いしてきたんです。これは今の朝倉町長ではございません。これは先々代の小林町長の時代でございます。若いも若きも一緒になってパークゴルフをやって、日が暮れるまでやっておる、こういう和気あいあいとした、これは家庭円満の源でもあるし、健康づくりにも、よく言われるピンピンゴルフじゃないけれども、元気にパークゴルフをしながら仕事を励んで一生懸命やると、こういったところを見て、町民グラウンド、みんなの利用するグラウンドということでお願いしたけれども、全然議会の言うことを全く聞いてくれんじゃないですか。皆さん、何人が運動公園について質問をしましたか。みんなやっぱり町民の声を聞いてここで質問をしよるんです。それを今まで運動公園特別委員会とかありましたけれども、それは何か予算的なこととかそういったことだけで、こういった施設は、こういったものはどうでしょうかとかいうようなことを議論したことは、私はなかったと思います。もう少し本当に町民が望む、町民のものにしましょうや。

町長、縮小を唱えて町長もご当選されたということは私も聞いておりますが、先ほど私の言ったとおり、半分以上の方はやはり早期に立派な運動公園をつくってくれと言っております。ただ、反対のトーンが高かっただけなんです。これに惑わされることなく、先ほどから言われる、私はこれだけの予算がついておるのを、もう町長もそこそこといいますか、十分縮小はやったと私は思っております。これはありがたいといえますか、私も残念なところが多少ありますけれども、ここらでもう縮小でなく後世に残せる、これも、私ももうあと10年生きておるかわかりませんよ。町長さんも何期町長をやるかわかりませんが、その後の後世の人間に何でここまで縮小するんだろうか、何でこんなもので終わったんだろうかと言われんようなことにしてもらいたい、それを私は切望します。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 藤本議員は縮小、縮小とおっしゃられていますけれども、縮小については、野球場グラウンドはむしろ、拡大、拡充しているんです、1億1,000万。ナイター施設を減す、トータル的には一緒になっているんですけれども、ナイターは決して私、縮小しているところはないですよ、野球場について。総合グラウンド、トラックについては正直金額的にも縮小しています。私は、藤本議員もおっしゃられたとおり、選挙に出るとき、やはり今までも既に運動公園も進行していると、ここでやめるということに対しては、町が二分する。だからこれについてやるにしても基本的には縮小ということを行いました。でも縮小すると言っても、本当に必要なものは野球場においても、逆に実施設計より1億1,000万増えているんです、昼に利用する分は。ただ夜、ナイターを本当に利用するかどうかなんですよ。そして、本当に利用される方が498人。498人の方が1時間1万3,000円払ってやってくれるか。もしそれが本当に、後でもその準備はできているんですよ。だからやらないというんでなくて、もし本当に484人の方、そして住民の皆さんがナイター設備をやれと、やっていいと

言えば、私個人的ではないんですよ、やれと言ったら、それはいいんです。でも、住民の皆さんのところが484人、それはいいです。それは全チーム680何人いるんですよ。680何人の方のところで満足して、あと年に九重町並みに60回、70回、九重町より多くつくって設備がいいから70回使っても、その365日のうち280日ぐらいナイターがついてない。それはもう本当にもったいないと思うんですね。

だから基本的には、今の時点ではもうここで明言させていただきますけれども、ナイター設備は今のところでは考えられないというふうに考えています。そのお金につきましては、本当に3年後、4年後やっぱり住民の皆さんがこれ必要だと。ごく一部の人じゃなくて住民の皆さんが本当にナイター設備が必要だと言えば、それはもうつけてもいいということを私は今考えています。現時点では、それは今予測できたところ。そして、たとえ九重町でも利用させていただいてもいいと思うんですね。それはもうよその町だからということでもなく、あるものは安く利用させていただいていいと、私はそういう考えでありますから、基本的には今回の運動公園の設備においては断定申し上げますけれども、ナイター設備については、現時点ではしないというふうにお答えさせていただきます。

○議 長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 町長、私もナイターのことで今まで議論を何度となくやってきたから、ナイターにだけこだわっているわけじゃなくて、もう縮小はやめてくださいと私は言いよるんです。もうこの運動公園の全体が二流、三流。これ二級、三級と違いますよ。二流、三流のものでは困りますというのが今までの本議会の議論であったと思う。だから、やはりあれだけの利便性のあるスポーツ公園で1カ所に集まったスポーツ公園は一流とは言いませんが、これは立派なものと言われる設備に仕上げてもらわなければ、宝の持ち腐れといいますか、皆が待ち望んでおる運動公園に成り上がらんのかなかろうかと、これが心配です。

これ以上縮小と、それから縮減をやるというようなことになれば、私はなおまだ質問を今後もやらせていただこうとは思っております。町民だけがこれを本当に使ってもらえればありがたいんですが、確かに町民だけでこの全部を使うということは、それはもう絶対ちょっと厳しいかもしれません。これをやはり他の地域から来ていただいて玖珠町の町民と一緒に利用してもらおうのがこれは私は効果が大きいと、こう思います。

あと、先ほど冒頭お話ししましたが、ソフトバンクであろうがジャイアンツであろうが野球教室、これはもう小学校、中学校の子供たちは待ち望んでいる。そういった選手を送り込んで、こけら落としなり何かのイベントのとき、例えばこどもの日とか、そういうときにここに来て野球教室を開いて子供たちに教えるもあげますよと言ってきているんです。だから、これをやはり本当の立派なものにつくり上げてもらいたい。これは野球です。

それと、陸上競技場なんかだと、やはり超一流とは言いません。どこかで言われておりましたが、高橋尚子を呼んだらどうかというようなことも言われておりましたが、そういったことでなく、立派なチーム、隣町の日田にできておりますキャノンの選手あたりを呼んで、あそこには立派な長距離ランナーがそろっておるチームがあります。そういったところに利用していただけんかとか、それから

ぜひ合宿をやってくださいとかお願いをすれば、やはりキャノンのほうも、おお、玖珠はなかなか協力的だなと。下請の会社でも工業団地にちょっとだれか出らんかなというようなことにならんとも限らん。やはりそういったことも夢見ながら、夢じゃない、こういったことに結びつけながらやっていきたいと思っております。

それと、もうぼつぼつ職員の方々も我が町にはこういったものができ上がりますと、各企業、各団体に呼びかけや宣伝をしようとしても私は遅くないと思う。もうやりよっていいと思う。そういったこともやりながらPRを重ねていき、玖珠町を立派な玖珠町にしましょう。これが玖珠町のメーンであるというぐらいに立派なものをつくり上げてもらいたい、誇れる運動公園にしていきたいと、こう思います。これはさっきちょっと触れましたが、温泉を掘って、汗も流せる、それからお年寄りが孫と来て遊んで、あそこのトレーニングルームを使いながらとか、した後に汗を流せる場所もこれは絶対必要であろうと。私はこれを切にお願いしておきたいと思っております。

それと、メガソーラーについて私はちょっと質問を添えてございますが、メガソーラーは、ある大手の人と現地も見させていただき、地元の希望もあり、現地に行って立ち会いもしましたが、なかなかメガソーラーというものは厳しい面もありそうでございます。だが、これはいつの世も、東日本の原発であれだけの被害が出て、原発を停止しようと、やめようということになっておりつつありますが、これはやはり期を逃がさず、県や国あたりといつも情報交換しながら、そういったことにも目を向けておってもらいたい。一部は利用できるそうでございますから、今からそういったことがいつ起こるか、また技術が進んで安くなるかもしれません。そういったところも聞き落とさなく、見落とさなくやってもらいたいと、こう思っております。

とにかく玖珠町を明るい笑える町にしましょうや。運動公園でやり損なった、やらんとかそんなことではなくて、みんなでいい公園にして、みんなで玖珠町をよくしましょうや。どうですか、よろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君の質問を終わります。

次の質問者は、7番河野博文君です。

○7番（河野博文君） こんにちは。7番河野博文です。通告により質問いたしますが、議長のお許しをいただきまして、一問一答形式でお願いいたします。

今日、早速あれなんですけれども、朝の新聞を見ると、玖珠町の大きなことが2件ぐらい出ておりました。1件はちょっと残念なことでしたけれども、もう一つのほうは、北山田の西部地区のほうで老人クラブの方々が昔の内河野の小学校の記念碑の清掃とか草刈りとかをされているというようなことが出ておりました。本当に玖珠町の人、いろいろな面であちこちでボランティア活動、すばらしい人たちばかりだなというふうに思っておりますし、また自分たちも住んでいた小学校の跡とかは全くありませんが、そういうのを見るとちょっとうらやましいなというような気がいたしました。

今日は6つほど質問を上げております。今、運動公園の話が出ましたけれども、一応運動公園のほ

うは2番目にしておりますので、まず、玖珠町のホームページ等、また町報等につきましての質問から入りたいと思います。

まず、玖珠町のホームページ、これはもう前の回から何回か出させてもらっているんですけども、教育委員会、教育的なことに関するページがまだ独立した形でないし、何とか教育委員会のほうで教育に関することを町民の皆さんに周知できるようなこと。それからまた、このホームページが進んでいるのがいつも言うんですけども、豊後高田のほうが非常に進んでいる。教育委員会はもちろんですけれども、各学校においてもいろんな情報を提供している。豊後高田は、ちなみに学力の面だけで言いますと、大分県の中でもトップクラスを常に保っているということで、やはり全市民挙げてそういう教育活動をやっているのではないかなと、その結果が出ているのではないかなというふうに思っております。

玖珠町の中におきましても、最近、塚脇小学校においてホームページが開設されておりますけれども、そういうところを教育委員会としてどのように考えられているかお答えいただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 河野議員のご質問にお答えいたします。

学校のホームページということでございましたと思いますが、先ほども申されましたとおり、これまで学校のホームページを開いておりましたのが塚脇小学校、そのほかにもございましたけれども、このたび県教委のほうもインターネット環境が改善をされましたので、全県下、大分市を除きまして統一した学校のホームページをつくるという方針でございまして、これを受けまして、本町のほうも全学校でのホームページ開設に向けて今取り組んでおるところでございまして、昨日までには塚脇小学校、小田小学校、古後中学校がこの新しいものによりまして既に開設をしたところでございまして、漸次開設をされていくようになっております。

ちなみにこのホームページは、トップページは各市町村ごとに統一をされるということでございまして、既に開設をされておりますこの3つをご覧いただけましたら、どのようなスタイルになっているのかわかろうかと思っておりますし、ぜひご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 県下で統一されるということで、本当にそれはいいなというふうに思っております。この塚脇小学校なんかは以前からやられているんですけども、そういうところは教育委員会のほうから何らかの支援ができていますか。それとも学校独自ですべてやられているんですか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） これまでの開設をしておいた塚脇小学校等につきましては、それぞれの各学校の先生方が自分たちで工夫をして立ち上げたものでございます。今回の統一したホームページにつきましては、改めてどなたでもできるという簡単なそういうシステムでつくり上げようとしている、そういったところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、塚脇小学校の話をしておりますけれども、塚脇小学校は自分も見ていたときに非常によくできているなど。学校のことはもちろんだし、子供たちの日々の活動、それからPTAに関してのことも詳しくできていますし、ぜひこういういいものは各学校にも指導いただいて、全体的に玖珠町の学校はそういうふうにあるというようなところを示していただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、また豊後高田の話が出るんですけども、全国の学力テストとか、大分県でもいろんな学力向上に向けての施策をされていると思います。その中で、一般的に学力テストと言われると、学力のことだけを考えているんじゃないかというようなことを言われる方がいますけれども、決して中身を見てみますと、生活面から、それから家庭のこと、勉強時間、いろんな面で調査されての報告となっていると思います。豊後高田がよかったというのは、その中でももちろん国、県、そして豊後高田市の比較をしております。比較をして、その中で豊後高田市はこういうところはこうだ、こういうところはこうだ、いいところはいい、悪いところは悪いかというような評価までつけたところを出しております。玖珠町も教育広報において実際こうだったというような結果は出ておりますけれども、その辺でももう少し具体的に玖珠町の弱いところ、それからいいところ、そういう面を出していけるようなことをされたらどうかなど。私たちが一昨年、秋田のほうに視察に行ったときに、秋田のほうではやはり分析を特にする。学力面からだけで言いますと、学力の低いところ、地域によって弱いところ、そういうようなところを常に研究して、そしてやはり学力だけ言うと悪いんですけども、その面で考えたときに、向上させるには一番何が早いのかといったときに、レベルに達していないところを上げていくのが一番早いやり方であるというようなことを秋田県の教育委員会の方が言われていました。ぜひそういうところも少し工夫されて、教育委員会のほうでやっていただきたい。

それから、学校教育と同じように社会教育に関するようなこともやはりホームページの中につくっていただいて、そしていろんな玖珠町の教育委員会が取り組んでいることをやっぱり皆さんにわかってもらう。それから、玖珠町の中にいなくても、どこからでもインターネットというのは見られるんですね。進んでいる人はもう携帯の中でもそういうのを見に行く人もあります。特に親の方が離れていらっしゃる方とか常に学校に行けない方とか、そういう方々がそういうのを見ることによっていろんな子供たちの様子がわかるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうところにつきましての考え方をもう一度お願いします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 今、議員おっしゃられましたように、もう少し中身の充実というか、中身の載せ方の話だったと思うんですが、今私どもの玖珠町のホームページを見ていただきますと、下のほうになりますが、教育というボタンがございます。そこをクリックしていただきますと、私どもが今載せておるのは、学力の調査結果もこれ載せておりますし、教育広報を出していますが、教育

広報もずっと同じように載せております。そのほかにも今回中学校の答申が出ましたから、これももう既に載せましたけれども、あるいは私どもの学力向上推進計画、こういったものも今載せておるところでございます。

今言われましたように、例えば学力テストのことですと、もう少し分析の詳しいところと言われました。まさしくそのとおり、今これ私どももそのように考えたいなと思っておるところでございますし、そのほかの学校教育だけでなく社会教育と言われました。課長がおりますけれども、やはりそういうところも含めまして、一緒になって掲載のほうを考えていきたいと思えます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、今玖珠町のホームページ、それから町報等で広告が出ております。町報の中での広告、それからインターネットの場合はバナー広告といいますか、玖珠町のホームページにいろんな玖珠の企業、それから事業所、それから玖珠町外のことも出ておりますけれども、これについての目的というか、その辺について聞かせていただきたいと思えます。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 目的でございますが、基本的に町収入の確保という観点から行っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ということは、やはり県でいうとビッグエッグとかドームあたりで今、大分銀行ドームというようなことになってはいますが、命名権を使ったり、いろんな広告等によりまして幾らでも町の収益を上げていきたいというような考え方でよろしいですかね。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） そういうことでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今この広告等の取り扱いが玖珠町の場合は、A広告社にしましょうかね。A広告社が取り扱いをしている。広告の収集、出してもらうところを集めているような様子ですけども、その広告会社とのいろんな取り決めというか、ちゃんとした契約はなされているんでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 委託契約書を交わしております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） この広告に関しては、皆さんも見られたこともあるかもしれませんが、他の市町は全部その行政、役場なら役場、市役所なら市役所が窓口となって受付等をされております。一番心配なのは、委託されているといっても役場以外の方がそういう相手先を選んで広告を集めて回るといっていただいても、その中で疑わしいところや、ちょっとこれは問題だなとかいうようなことが出ることはないでしょうかね。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 募集に当たりまして、確かにある1社と委託契約を行っております。選考につきましては、玖珠町広告料収入事業実施要綱というものを定めておまして、これの適用をお願いしているところでございます。その中に広告掲載の基準というものを定めておまして、若干の例を申し上げますと、例えば公序良俗に反するおそれのあるもの、政治または宗教に関するものなどなど、合計で9項目の規定といたしますか、除外事項を設けておまして、この要綱ののっとり現在契約の遂行を実施しております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 例えば九重町、日田等に行きますと、それぞれ今言われたような広告の掲載要綱というものはありますけれども、玖珠町もそういう要綱があって、ちゃんとした委員会とか組織されているのでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 委員会の規定はございます。この委員会につきましては、疑義が生じるといたしますか、問題があると思われる場合に開催するというところで取り扱っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 要綱はちゃんとした形であるのでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 先ほど申しました玖珠町広告料収入事業実施要綱、この中に委員会の規定があわせて規定されております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） では、それは後で一応いただきたいと思います。

もう一つ気になっているのが、ほかの町村よりも玖珠町の広告料は高いんですね。これは誰が考えてもわかるんですけれども、中に仲介する人が入ってきたときに、どうしても末端にいったときには、その仲介する人たちの費用が要るから高くなると思うんですけれども、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） まず、費用といたしますか広告料についてでございますが、県下の8自治体を調査しております。その中で、一番安いところがバナー広告で5,000円、それから広報用で1万円、一番高いところにつきましてはバナーで1万円、それから広告では2万円、そういうふうになっております。玖珠町におきましては、バナーで1カ月5,000円です。それから広報につきましては、これも5,000円、そういうことでございまして、県下的にも決して高いというよりか、むしろ一番低い金額での契約になっております。

それから、玖珠町の場合には委託契約をお願いしておるんですが、これは県下の中でも若干委託をしているところもございます。業務の内容でございますけれども、これにつきまして、町独自で行う

よりも、業務量から考えまして、委託契約をして実施したほうが効率的ではないかと、そういうふう
に考えております。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 今どこの町村を調べたかはわかりませんが、いろんな中、調べていく
中で、私がA広告社に聞いたときの値段は高かったです。高いんですよ。

そして、もう一つ言いたいのは、その会社が広告を集めるために、幾ら安くするから幾らでどうで
すかと、そういう話を持ちかけています。そういうのは町長がよく言われる公平・平等、そういうこ
とに反するんじゃないですかね。やはりみんな同じ料金なら同じ料金でいく。広告を集めるために無
理して、おたくには安くします、お金をちゃんと出すところには当たり前にもらいます、そういうや
り方はおかしいんじゃないですか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 確かに河野議員のおっしゃるとおりですから、これはちょっと一応調査しま
して、そういう事実がありましたらそれについてどういうふうにするか、今後善後策をとります。
おっしゃるとおりと思います。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） では一応調査してみてください。今言ったのは、私も何人かにそういう実際
広告出した人から聞いておりますので、間違いありません。

それから、玖珠町のホームページとかに関わるときに、今、町を挙げて人材育成ということをして
しております。玖珠町の職員さんのそういうところに詳しい人、できる人をどんどん育成して、玖珠町
の中でもどんどんこういうことがやっていける、そういうようなことができないかなと。また、今度
教育委員会のほうでもされますけれども、そういう面でもぜひ職員の方のそういうところの技術、資
質の向上、そういうところを図っていただきたいなと思っております。以上、今のところは要望でご
ざいますので、よろしくお願いします。

それから、続きまして2番目に入りたいと思います。

玖珠町の運動公園につきまして、先ほど藤本議員が聞かれております。自分のほうも重なるところ
があるんですけども、なるべく重ならないようにいきたいと思っておりますけれども、運動公園の縮減を
今されております。その主な内容と、それから縮小すること、それから、今までに幾つか実際に工事
が発注される中で、入札に対しての減が出ております。その入札減とかを含めて今後の予算、当初32
億6,000万の予定で工事にかかられたんですけども、縮減することによって最終的に何億ぐらいの
縮減幅になるのか、その辺をお知らせください。

○議 長（高田修治君） 梶原公園整備室長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 予算の関係でございます。

先ほど河野議員が言われましたように、32億6,000万で事業計画をいたしました。その財源内訳は、
国交省9億9,000万、防衛省6億円、基金14億3,000万、起債2億円、一般財源4,000万となっております。

ましたが、起債2億円というものはしないで、基金で対応するというようなことになっております。23年3月現在の基金状況ですが、積み立て総額15億7,539万6,000円で、取り崩し執行額が11億9,823万2,000円で、執行残が3億7,750万4,000円となっております。

次に、事業費の状況ですけれども、15年度の基本計画から22年度の繰越事業の決算見込み額までの事業費でございますが、用地費が11億2,705万7,000円、基本設計から測量実施設計まで8,806万5,000円、工事費、21年度の工事でございますけれども、21年度の造成工事が2億5,222万6,000円、22年度が陸上競技場、テニスコート、多目的広場ほか工事費が今回の変更分を含め7億5,203万5,000円となり、22年度までの事業費合計が22億1,938万3,000円となっております。23年度から25年度の残工事が野球場等でございますけれども、見込み額が9億8,179万8,000円となっております。執行済みと見込み額合計で32億118万1,000円が見込まれております。

今、河野議員が言われましたけれども、32億6,000万からの執行残が現在までであるのではないかといいことでもありますけれども、これから見ると約6,000万ぐらいの減額になっておりますが、これは当初32億6,000万でしてございましたが、その後の設計変更等が若干あって、その公表はされていませんけれども、実際は設計額で34億数千万あったかと思えます。そういったことから、今の執行状況はそういったことになっておる状況でございます。

以上でよろしいですかね。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ちょっと今、何か納得いかないところがあるんですけども、縮小、縮小ということでこられています。さっき野球のところは町長にお聞きしたんですけども、その前のフットサルとか、今回また要望書、陳情書ですかね、出ていますけれども、そういうものがあって、入札もかなり安くされて入札していく中で、普通に考えたら、もう今現在で何億かは安くならないとおかしいんですけども、今の状況ではほとんど安くならないというのはおかしいんじゃないですか。

そしてまた、その中でもやはり建設費が今34億何とかになるとかというような話なんですけれども、それは最初の我々これ、もらっていますけれども、この中でやはりそういうように増えるというのは、ちょっと私たちも今度町民に対してどのように説明していいかわかりにくいんですけども、どうして増えるんですかね。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 当初32億6,000万で、私もそれちょっと疑問を感じまして調べたんです。当初32億6,000万でやったとき、その時点で土地の代金を10億で予定して32億6,000万、でも、その時点で土地を買ったとき11億幾らになった。だから、もうその時32億6,000万で買ったときはもう11億の土地代金になっているんです、書いたときは。でも、その実施設計した平成18年のとき、土地の価格は10億と書いてやったため、1億の誤差というか理解できないところが出たと。

私自身も何で34億と思ったんです。でも、その原因は結局、当初実施設計のとき土地を10億で設計していて、それで実際もう32億6,000万と発表したときは11億で土地を買う、その1億が出たから

執行残のところのご疑念のそこ、私もちょっと疑問を感じましたから。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、土地代が1億高くなったという話ですけれども、我々は土地を買ったりするときに産業建設委員会にいたんですけれども、そのときに常に聞いたと思いますよ。常に土地代は十分予算の範囲でいけるのか。そしたら、常に予算の範囲でいっていると、そういう話を委員会でもらっていますよ。それが今聞いたら1億超えてきていた。これはその当時言ったことがどこかおかしいところがあるんじゃないですかね。

○議長（高田修治君） 梶原公園整備室長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 当時私は、ちょっとそこら辺は、用地買収のときはちょっといなかったのでも内容的にはよくわからないんですが、最初の見積もりがちょっと誤っていたということで……。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） これは確かに委員会の中で、何で我々がこれを言うかということ、我々は選挙する前に1回、2回目、この前の前です。選挙のときに運動公園反対の声が大きかったんですよ。だから、運動公園に対してはもうこれ以上金かけたらいかん。だからこの32億何ぼでこれでも高いけれども、この辺で収めないかんというところがあって、土地を買収するときに必ず予算内で終わっていますかというような話を大体してきたんですよ。それが今になったら1億、10%以上上がっている。これはどうも納得いかないですね。

そして、もう明らかに我々縮小、縮小ということでこられているから、もう予算的には減ってきているというような頭がある。工事代にしてもかなりの金額が下がってきているはずなんですよ。野球場に関してはまだかかっていないからあれなんですけれども、今までかかった工事、陸上競技場、それからテニスコート、その辺がかなり安くされてきたと思うんですけれどもね。そしてまた、今度のテニスコートの工事の中でも、今まで設計になかったところの部分までお金が余ったからできるということで違うところを入れましたよね。そしたら、そういうところの工事に関してのお金は当然浮いてくるから、お金がまだかなり浮いてくる、そういう考え方にならないですかね。

○議長（高田修治君） 梶原公園整備室長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 考え方としてはそういうふうになるかと思いますがけれども、個別に言えば確かに減っている部分というのがあります。管理棟にしても当初からかなりの減額をしています。それから、全天候舗装も当初よりも8レーンを6レーンにしたことによりまして約3,000万近く減額になっております。それから、内圏縁石とかいうのも廃止をしまして、内側のレーンのふちですね。そういったものが1,700万ほどになっていますし、障害池も280万廃止しましたし、障害の池ですね、廃止をしまして280万ほど減額になっております。

陸上競技場で1億3,562万4,000円減額があるわけなんです。しかしながら、管理棟のエレベーター

を設置、今度追加議案を提案しますけれども、その分が2,390万ほどの増額になっております。それから、8レーンを6レーンにした2レーン分を天然芝舗装にします。それが500万増えております。それと、あそこは非常に地下から水が湧き出るというようなことがあって、路床不良の入れ替えをやりました。それが1,000万ほどの増額になって、増額分が約4,000万あります。

陸上競技場では全体的には9,600万ほど減ったことになるんですけども、あと野球場についても今計画で、町長が当初言ったように、1億1,000万のナイターを減額としてなっております。町長が申しあげましたようにこれからの計画で設置していくわけなんですけれども、内面的にはさらに充実させております。外野に防球ネット、これが2,390万のものを設置します。そして、外野の壁ですね。高さが1.3メートルで最初あって、裏に金網の設置をする予定でございましたけれども、1メートル30では危険だと。要するに、ホームランボールをとりに行ったとき、その金網に当たってけがをします。新大分球場がそれでやっておるんですけども、けが人が続出しておるというような状況で、やはり安全を考えたら充実させなければいかんじゃないかということで、全面ラバー張りとか、そして、そういった壁の高さを2メートル30というふうに変更いたしております。それから、メインスタンドも充実させて、そこで約7,000万近くの増額になっております。それで、野球場の減額が1億1,000万あったんですけども、全体では666万5,000円の増というふうになっております。

それから、フットサル場でございます。フットサル場は当初人工芝でやるということと計画しておりましたけれども、天然芝に変えております。団体の方と協議をして、天然芝で防球ネットを張れば一応できるということで、この点については納得いただいております。そういった関係の芝が670万ほどの減となって、排水溝が73万8,000円の減、合計でフットサル場が744万の減というふうになっております。

それから、ゲートボール場は駐車場のそばに1面ありました。これは金額的に小さいんですが、約300万。これを多目的グラウンドのほうに設置いたしますので、この分が減となります。それからB3自由広場、これで約200万の台を置かないということになっております。これからいけば、大体事業費からいけば約1億2,000万ほどの減ということにはなるんですけども、32億6,000万からいけばそのようになっていないというのが実態でございます。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） ということは、今運動公園に関する考え方なんですけれども、縮小ということではないですね。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、当初の1億円の土地の代金が大きな問題になってきています。運動公園自体につきましては、陸上競技場はトータル約9,600万の金額的縮小になっております。それは、レーンを8レーンから6レーンに縮小するとか、逆に増やさなければいけない、先ほど申しました路床不良とかそういうところで増やしたところはありますけれども、9,600万の減になっております。

そして、逆に野球場は縮小、ナイターを考えなければ1億1,600万増えています。これは先ほど野

球場をつくるんだったら、夜と昼の問題がありますけれども、昼でやっぱり本当のプロ、98メートル、112メートル。そして、ラバーで危険がない。そしてスタンドもやはりこの間、陸上競技場の管理棟のご指摘を受けまして、身障者の方も身障者の特別に見るところがありますけれども、2階に行くシステムをつくって、実際ナイター施設をつくらないと仮定したとき、ネットと外野壁、メインスタンドで1億1,600万増えています。

だから、縮小という意味では、基本的にはレーンは縮小しても公認はとれるというところで縮小しています。そして野球場も、やはり本当につくるんだったら費用対効果も考えて、選択と集中ではございませんですけども、危ないものだったらつukらない。そこはやはり日中使う分につきまして、どこへ出してもおかしくないような野球場になっている。ただ、夜のナイターについては、そこで縮小ということで、その利用する方は少ないということで、そこは縮小になっていますけれども、野球場について基本的には縮小になっていない。私は選挙のとき、基本的には皆さんの意見を聞いて縮小、縮小といたしても、基本的ない着地を見つけるという段階の中、やはり野球場をつくるについては安全性、せっかくつくるんだたらというところで、そこにおいてやっています。

ただ、そこに1億1,000万円の入札の残のところは、当初の10億の土地のところを基本的に11億かかったというところなんです。ただ、町報に載せたとき、32億6,000万のところにもう土地購入代金は11億で載っています。ただ、そのときに11億円で載っていますから、皆さんの土地を買ったのは11億何千万円で買ったと認識されていると思うんです。町報を見ていただければわかります。ただ、その中に、平成18年のときつくった実施設計が10億円のところでつくった、それがずっと来ているということなんですから、皆さんに情報を知らせていないということはないです。土地代金を含めて32億6,000万円、そういうふうになっています。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 時間があれなんですけれども、土地の話は、これは本当に委員会で見せてもらいながら、4ランクあって、一番高いところで平米3万幾ら、一番安いところで9,000円ぐらい、4段階あって、そして、してきて、常にトータルというか、誰々が幾ら買ったとかというようなことは全然聞いておりません。ただ、話の中で予算はオーバーしないですか、大丈夫ですかということを当時の課長に確認したら、いや、それは大丈夫ですという話でずっと来ておりました。1億もオーバーするというのは、ちょっと今、町報で町長が出されているということなんですけれども、我々がやってきた中で、土地代がそんなにオーバーしているという感覚がなかったんですね。だから、縮小するという話が出たときに、当然32億6,000万の予算がもうちょっと下がってくる、つくるものも今言われたように、ちょっとつukらないで落としていっている。フットサルも今の段階で落としていますよね。落としているでしょう。だから、そういう面を含めて下がってくると思うので、予算的にはちょっと安くなるかな、全体的に玖珠の運動公園に対するお金が少なくなるかな、そういう感覚でおったんですよ。でも、今の話を聞いていると、ちょっとその辺は考え方を変えていかないと、町民の皆さんが心配するように運動公園の予算がオーバーしてきている、そういうふうな感覚になるんで

すけれどもね。

もう一つあったのは、予算というか、つくるものをどんどん減らしていく、1つでも減らせば維持管理費も下がるかなというふうに感じておりました。最初、町民1人当たり年間1,000円ぐらいの予算かなというような試算をされていますよね。だから、そういうのも当然下がってくるかなというあれをしていたんですけれども、今のお話を聞くと、下がるどころじゃないなという気がするんですけれども、そういう感覚でいいですかね。

それと、先ほど藤本議員の質問の中で費用対効果というのをされていました。野球場に関して言いますと、昼間の利用者がどのぐらいの数になるのか、またテニスコートあたりが何人ぐらい使われて、どのぐらいの費用がかかるのか、その辺の計算もされたかどうかお聞きします。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 一応現時点では、今後の野球場を除いた時点、陸上競技場、テニスコートまでのところで6,000万円ぐらいの残になります。そして、今後約7億、野球グラウンド等を含めた費用の中で、どのくらい入札残が起きるかというところがいわゆる経費的になります。そして、日中の野球ということは、それは調べていません。

ただ、テニスコートにつきましては、当方では調べていませんけれども、竹田と佐伯市のケースを調べております。そうすると、竹田は運動公園全体の利用者の30%がテニスコートを利用しています。全体の8万9,000人のうち約2万人の方はテニスコートを利用される。非常にテニスコートの利用率が高い。これは佐伯です、すみません。そして、竹田市の場合、6万の……ごめんなさい、先ほどのものは8万9,000人のうち2万ですから、21%の方がテニスコートを利用されている。それが佐伯です。竹田市の場合、6万2,000人が使ったうち1万3,000人、22%がテニスコートを利用しているという状況です。そして、ナイターの使用量は、そのテニスコートを使用している30%が佐伯市はナイターを使用しているという状況です。

野球場の使用状況というのは、それにつきましては先ほど39チーム、39チームのうち、もし今ボーイズなんかは山下グラウンドやっている、その状況は毎日でも使わせてもらえれば使わせてもらいたいという状況でして、日中においては、少年野球、中学野球、クラブ活動のところの利用する率が非常に高いと。だから、むしろボーイズの方が使わせていただきたいと言っても使えないような状況になる。それと同時に、日中のそれこそ外の人、大学の合宿とか、それは結構非常に利用率が高いんじゃないかというふうに認識しております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 運動公園の建設のことにつきましてはもうその辺にして、また後がありますので、いきたいと思えます。

次に、陸上競技場、今度の12月に完成するんですけれども、今言われましたように、とにかく利用者が少ないと、せっかくいいものをつくっても、何のためにつくったのかというようなことになります。せっかく12月から開設されるようになるのなら、もう今から利用方法、それから一番心配なのは

利用料金とかどのように考えられるのか、その辺について質問したいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） お願いします。

施設完成後の管理運営等、それから活用について教育委員会のほうに今後なってきますので、うちのほうでお答えをさせていただきたいと思います。

運動公園の整備については、公園整備室のほうで現在工事を進めておりますけれども、年度内に陸上競技場、それから管理棟、倉庫、それからテニスコート、多目的グラウンド等が完成予定であります。使用可能になる施設については、部分オープンができるように、条例の整備、それから管理規則等を策定する、それから、あわせて管理運営体制やオープニングのイベント等についても検討を重ねているところです。

活用についてですけれども、各種競技団体、いろんな競技がありますので、その競技団体の年間利用計画を出してもらうとかという集約する形で早急に協議を持ちたいと思います。それを調整しながら、同じ施設の中で年間の利用の計画を図っていくように努めてまいりたいと思っています。

それから、この施設につきましては、町民にとっては長年、賛否両論ありましたけれども、本当に待ちわびた施設の完成ですので、スポーツ関係団体とより活用を図るために協議を重ねていきたい。それから、あわせて多くの町民の方、本当は半分は公園ですので、そういう意味からも健康づくり、それから憩いの場となるように心がけていきますので、ぜひそういう形でご支援をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、利用状況のことがあれだったんですけれども、やはり今ボーイズとか少年野球にしても、いろんなグラウンドを使っていますよね。ほとんどお金がかかっていないと思うんです。この野球場、陸上競技場ができたときに利用料が高いと、せっかくいいものがあっても使えないとかというようなことが起こるので、今から早目にいろんな計画を立てて、この先の運営の仕方、それを早くやっていっていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 利用料金につきましては、ほかの他郡市施設を参考にもしていくことになると思いますけれども、町のほうとしましても、それについてはまだ本当にその計画はできていませんので、ぜひそういうことで計画は早急に進めていきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 早急にやってほしいなと思います。

玖珠工業団地につきまして、先ほど宿利議員が言われましたけれども、この前の知事の発言、県の発言なんかを見ておられますと、来る企業があれば、さっとかかるよというようなことを言われております。実際もうオーダーメイド方式はないということで、来る企業があったら、さっとかかるという

ことなんですけれども、これも何回か前も聞いておるんですけれども、進入路に関して、まだ何か登記の関係でできていないとかいうようなところがあるんですけれども、これはすぐ企業が来るという話があるにしてもそういう話があったときに道路はすぐ着工できるんですか。何か登記ができていないから、進入路がなかなかつくれないというようなことを言うんですけれども、それでは困ると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 進入路についてでございます。概要だけ申し上げたいと思います。

進入路の登記についてでございますけれども、進入路の一部に37名の共有地がございます。35名分は所有権移転の登記が完了しておりますが、2名分が未了となっております。この2名の方につきましては既に亡くなっておられまして、関係相続人が合計98名いらっしゃいます。現在までにその98名のうち11名からのご同意をいただいているところでございますが、残り87名いらっしゃいますので、できるだけ早く登記が完了するように開発公社のほうに今お願いしているところでございます。

それから、仮にと申しますか、進入路の工事を着工という段階になったとき、そのときには現段階といいますか、登記が未了でも着工ができるということでした承はいただいていると、そういうことでございます。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほど宿利議員の質問の中にありましたけれども、県がオーダーメイド方式をしないと言っているんですけれども、それは商工部長の答えを見ますと、オーダーメイドということは濱田県議の質問の中でしないと言っているんですけれども、答えた内容を見れば、企業が決めれば可能な限り柔軟に対応すると答えて、これは結局、基本的にはオーダーメイドと同じことなんです。オーダーメイドしないと口で言っても、その商工部長の答えは可能な限りということですから、なかなかそう、我々は逆に進入路を早くつける方向でやってくれと、登記も早く解決してくれということをこれは藤本議員とかと一緒に県のほうに、県知事のほうに申請していったという事実があります。そういう法律的なところをクリアしないと問題が起こった場合、大変だということで、我々町サイドとしても県のほうにお願いしていると、そういう状況でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） やはり問題はないということをおっしゃっていただいておりますけれども、しかし、やはり正式に登記できるものはちゃんと登記してから関わっていくのが町長のいつも言われるコンプライアンス、法令遵守ということではないでしょうか。そういうことをしないと、ほかのところでも問題が起きているようなことがまた起きることもあるかもしれませんので、ぜひその辺はちゃんとした形で早く、もうあれだけできておいて、一部ができていないというようなことでは困るので、やってほしいなというふうに思っております。そして、いつでもかかれるようにしてほしいなと思っております。

それから、次にウエストファームの状況について、現在の状況等をちょっと教えてほしいなと思

ます。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） ウエストファームの状況と今後についてでございます。

有限会社ウエストファームにおきましては、平成6年に設立をされましたが、設計当初から資金を借り入れ、非常に厳しい経営を余儀なくされてきた状況でございます。このような状況の中で、近年は飼料の高騰に加え、昨年宮崎県で発生しました口蹄疫や生肉ユッケ問題、さらに東日本大震災及び福島原発事故に伴う放射能汚染の風評被害等によりまして枝肉価格は下落し、改善計画も立たなくなった状況であり、自力の再生の可能性がなくなった状態でございます。

町としましては、玖珠町は大分県内でも有数の豊後牛の産地であり、この会社の有する農地や施設などの優良な経営資源が新たな担い手に円滑に承継され、有効に活用されることにより、豊後玖珠牛の供給基地が維持拡大されることが極めて重要と考えおります。日ごとに増加します飼料の買掛金等流動負債の増加を一刻も早く食いとめ、負債の増加を抑制するため、不動産の処分に先立ちまして、生き物であり動産である肥育牛を盆前までに引き取ってもらい、清算を行い、現在事業停止の状態となっております。

前回、6月の定例会に提出されました肥育センター再建の陳情書が採択されたこともあり、玖珠町、ウエストファーム、大分県並びに関係者と協議を重ね、今後玖珠町の畜産振興を図り、地域経済の活性化に資することを基本に整理承継計画を検討しているところでございます。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 玖珠町、県、農協等いろんなところがお金を出していると思うんですけども、やはり玖珠町も基金等、また町民の大事なお金を大分出しているんで、その辺はちゃんとした形でこれからもやっていけるような、一番町民に被害がないようなことも考えてやってほしいなと思います。もう時間がないので、この件はそれで終わります。

次に、スポーツ・文化振興基金の設置ということでございます。

町長のところにはいろんな団体等が県大会で優勝した、九州大会で優勝したとか、スポーツ面、それから文化面でいろいろ来られます。いろいろそういう人たちの話も聞く中で、先日から森高校のほうでちょっと事故がありまして、残念なことなんですけれども、そういうこともあって、いろんな団体が移動したりするのにやっぱり事故とか起こったら困るので、車とかを借り上げて、バスとかを利用して行こうとか、そういうようなことをよく言われております。何か玖珠町でいろんなそういう団体に対してとか、小さいことを言うと切りがなくなるんですけれども、一定の基準とかを設けて、そういう子供たちに対する、それからスポーツ、文化面に対してできるような基金を設置したらどうかなと思っております。そうすることによって、少しでもいろんなところで活躍できる子供たちができたらなと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。考えられませんか。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） スポーツ・文化振興基金の設置についてお答えします。

現在、町内では社会教育団体に登録されている団体はスポーツ団体が72、それから文化団体が26、合計98団体あります。スポーツ基金については当然日ごろの活動を支援するもので、スポーツの普及振興を図るため、文化振興基金については文化の継承、それから活動を支援するもので、文化の振興を図るものとなっています。

現在、玖珠町で実施している助成としては、全国スポーツ大会出場助成事業というのがあります。この制度は、少年少女の育成等を目的に町内のスポーツ団体及び個人が活動の成果を発揮し、九州大会以上ですけれども、九州大会、全国大会に出場する場合の助成があります。

ご質問の基金につきましては、これから考えていかなければならない重要な課題だと考えるところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） もう時間がなくなりましたので、終わりたいと思いますけれども、ぜひ子供たちのためにも、また明るい玖珠町、童話の町をつくるためにも、いろいろ一緒に議論させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今日はいろいろご協力ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 7番河野博文議員の質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩させていただきます。

午後2時52分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） こんにちは。議席番号8番尾方嗣男でございます。

本日、最後の一般質問となりました。2日間で執行部も議員さんも大変疲れていると思いますけれども、今しばらくのご辛抱をお願いいたします。

3月11日に未曾有の地震、大津波が起きて東北の方々が多数亡くなり、また、被災に遭われている方々のことを思うと、心が重いものがあります。九州のほうは、何となくいい風が吹いているように思っておりますけれども、実りの秋を迎えて、収穫をしている人の話を聞きますと、見かけによらず、今年の稲作は70%か60%のできではないだろうかというような声も聞いております。日本的に少し疲弊をするようなところではないかと思っております。

平成23年第5回玖珠町定例会に、一般質問において質問の機会を与えてくれました議長に対してお

礼を申し上げます。執行部には通告をしておりますとおり、一問一答方式でまいりたいと思っております。何分小心者でございます。質問の順序はここに書いておりますけれども、逸脱するところもあるかと思っておりますけれども、その辺は議長、執行部の寛大なる心をおもひまして、順次質問してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

第1問は、山下ごみの回収経路で、担当課へお尋ねすればいいかと思ったんですけれども、地元の人からの要望で、何回か行ったんですけれども、受け付けてくれないと。地元のほうの方にお願いたったけれども、なかなかうまく進まないということで、お鉢が回ってきまして、では私が一般質問をしていこうということで、山下の48号線、なぜそのときにどういう決め方をしたのか私もわかりませんが、48号線沿いにごみ収集箱が何カ所か置いているそうでございます。中ノ原入口からずっと山の方にまいりまして、小原のほうへずっと抜けていけば、あそこまでで二十五、六件の戸数がございます。48号線で一番近いところが重見さんと、山下さんもそうですけれども、松本さん、それでも100メートルぐらいは荷物を持っていかないといけない。山のほうになりますと、500メートルから600メートルの距離があります。その中で、高齢化社会の中で合っていないんじゃないかな、マッチしていないんじゃないかな。車がある人はいいけれども、高齢者で車のない人は、生ごみの部分は非常に重くて、引きずっていけば破れる、破ればにおいがするというようなことで大変苦労している、何とかならんでしょうかということなのでございます。その当時どういうことであったか知らないけれども、なぜ中ノ原入口からずっと向こうのほうに回らなかったことをどういうふうな形で決めたのか、ちょっと執行部の方にその辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ただいまのご質問にお答えします。

当初昭和40年代に回収事業が始まっておりますので、当初はつきりわからないんですけれども、多分、回収車の台数も限られておりましたし、回収する人数の方も限られておりましたので、幹線道路だけを回収箇所としたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） そうであれば、地区の方の要望が7日前にしたそうですけれども、そのときに、それをその中に加えていただくとありがたかったなと思うんですけれども、なかなかその辺がどういうふうな順序でやったのか私もわかりませんが、どんなことでやったか知りませんが、これをやはり早急に経路に加えてほしいと思っております。

それから、よその地区でまだそういうごみ収集車、いろんなものが入っていけないで、入ってほしいという他地区からの要望というのは町のほうへ来ていないんでしょうか、お伺いします。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） 他の地区のほうからもただいま係のほうに要望等がきておりますので、昭和21年にごみ集積場所の移動許可基準というのをつくりましたので、それに沿っ

て、各々個別に判断させていただきたいと考えております。

すみません、間違えました、平成21年です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） ぜひそれを取り組んでいただきたいと思います。

2番目に北山田の駅のトイレの使用についてでございますけれども、ことしの夏前ぐらいに北山田の方から電話がありまして、あそこは指定管理者になっておりますけれども、閉まっているというようなことで、その前から早い時間のトイレの使用ができないのかというようなことであったんですけれども、指定管理者だから時間的にどれぐらい開けるのかをちょっと私も定かではないので、指定管理者が開けているときに会いに行きましょうということで行ったんですけれども、なかなか会えなかったんですけれども、いろんな話を聞いてみると、外からはトイレに入れないと。そうすると、なかなか遅くまで開けていると、事故とかいろんなものが起きたときの心配もあるというような考えのようでございますけれども、やはり辺地というか上のほうの方の高齢者がどうしても電車等利用する場合は、子供とか近所の人とかに乗せてもらって車に揺られてきますと、30分、40分ぐらいかかってくると、ちょうどおなかのほうもトイレに行きたくなるような時間帯でありますので、その辺ができないのか、早朝の時間にトイレを活用ということができないのかちょっとお伺いします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） お答えをしたいと思います。

ただいまのご質問では早朝のトイレの利用ということでございましたけれども、今の議員のお話の中にもございましたとおり、中からしか利用ができませんので、建物のシャッターがおりますと、日中でありましても利用できないという状況が生じてまいります。このことにつきましては、JRのほうからも改善を要望されております。これまで閉めざるを得なかった経過につきましても、議員仰せのとおり、青少年による非行問題など治安上の問題もありまして、閉めざるを得なかったという部分がございます。地元のほうでは、なかなかオープンすることに関する意見もあったわけでございますけれども、これまでのJR、それから地元、さらには指定管理の団体等の協議によりまして、何とかオープンに向けて今話を進めているところでございます。

その結果といたしまして、今議会の中に補正予算としまして、防犯カメラ及び記録用ビデオ機器の設置の予算を計上いたしております。この承認を得られまして、防犯カメラ及び記録用ビデオ機器が設置できましたならば、駅舎の中のトイレ、駅舎の開放、トイレを24時間使用できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 大変ありがたいことでございます。我が町には公衆トイレというのが非常に少ないです。これもどなたからでも言われます。やはり慈恩の滝もそうです。石井議員も初日の日にやられたんですけれども、慈恩の滝の件も、あそこは県の拡張工事が着々と進んでいるようござい

ますけれども、それができたらつくるのか、日田との駆け引きがあつて、日田に持っていったほうがうちはいいのかなと、日田がこっちに持ってくるほうがいいのかなと、そういう行政の駆け引きもあるんじゃないかなと思うんですけれども、やはり観光の町という観点から、そういうものを前面に押し出してやっていくのであれば、やはり基点、基点にはトイレがなければ、ここ見たいな、あそこ見たいなといつても、あそこにトイレがないよとなればやはり行かなくなる。本当にその辺が矛盾しているんじゃないかな。やはり観光を前面に押し出してやるには、やはりトイレがなければいけない。塚脇にも今度農協さんのグリーンプラザビルができましたけれども、その中にも立派なトイレをつくっております。使用もさせてもらいましたけれども、見学にも行きました、どういうものかということ。

それから、三日月の滝にはできていますけれども、清水瀑園にはできています。いろんなところにはできていますけれども、まだ足りないんじゃないかな。この中央部の中で本当に足りないんじゃないかな。やはり人様のところをお借りすると、スーパーとかそういうところはいいんですけれども、なかなか難しいですから。いろんな問題があつて、いろんなことが起きれば、それがまたいろんな事件になったりしても困る。だから、町というものはちゃんとしたそういうものをつくっていかなければ、本当に観光の町のマップができないんじゃないか、迎えることもできないんじゃないかと思っておりますので、今度は北山田のところの24時間監視するトイレができるということは非常にうれしいことであります。

3番目、福祉バスの運行について伺いますという問題でございますけれども、運行経路について伺います。

例えばもうすぐ運動公園ができますが、運動公園ができれば、そっちの方向にも福祉バスをつけていろんな経路に入れるのか、その辺をお伺いします。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） ご質問の前に現況だけちょっと私のほうから説明させていただきます。

平成17、18年の試行を経過して19年から5路線、鏡山、大野原、小野原、古後、鳥屋の5路線で週1回の運行をさせていただいているんですが、毎年公共交通会議を開きまして、その折、平成22年の11月、昨年11月より実証運行で大隈、山田、小田線も開始しています。その折に地域の方たちの要望がありましたので、鏡山線につきましては、平川から旧道を入るという路線変更をさせてもらって今運行しているところです。現状は、私のほうではそれだけの説明にとどめさせていただきます。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 運動公園完成後につきまして、運動公園への福祉バスの停留所、経路に入れるかということでございますけれども、現段階では、福祉バスを運動公園にということは考えてはおりません。日中の利用が主になると思いますので、路線バスを利用いただければと、そういうように思っております。しかしながら、時間帯等ございますので、今後町民の皆様からふれあい福祉バスにつきまして要望が強くなりましたならば、私どもの課のほうで検討してまいりたいと、

そういうように思います。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 運動公園のほうは町の巡回バスか、今回っているそれがつくという答えでいいんですかね。

○議長（高田修治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 巡回バスにつきましても、現行のコースの中では、塚脇のトキワのところの交差点、あそこから大分方面のほうを運行しておりますので、山田方面には路線はございません。これにつきましても、利用時間等によって町民の皆様からの要望が出ましたら、関係会議の中で議論はしていきたいと、そういうふうにあります。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 皆さん、運動公園でやっぱり多くの方が来て運動していただきたいのであれば、やはり巡回バス、福祉バス、子供さんも親御さんも高齢者も乗れるということで、やはり行けば立派な公園ができるんですから、そこで子供たちははしゃいだり寝転んだり、高齢者はゲートボールでもいろんなものができると思うので、そういう方向性をぜひ打ち出して、まとめてほしいと思っております。それを切にお願いをしておきます。

口に挙げております高齢者がつくった野菜など、これはちょっと矛盾するかもしれませんが、せつかく福祉バスが週1回来ておりますので、今度は路線も拡大をした。やはりこの趣旨というのは、多分私が19年、議員になったときに、福祉バスは高齢者の引きこもりをなくして、いかに連れ出して健康、いろんな面をするという運動とかいうものであったように記憶しております。だけれども、このごろいろんな統計をとってみますと、余り増えていないんじゃないかな。北山田のほうは学生が乗りますから若干人数的には増えておるように思えるんですけども、ちょっとその辺で、高齢者がつくった野菜などが持ち込めるのか。持ち込んでいいのか悪いのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 福祉バスにつきましては、議員おっしゃるとおり高齢者の外出支援、買い物や病院への通院などの交通手段の確保のため、旅客運送業として運行しているものでございます。そこで、福祉バスで野菜の運搬ができないかというご質問でございますが、2つのケースを想定してお答えしたいと思います。

最初のケースでございますが、福祉バスに生産者当人が乗らずに野菜などの荷物の積みおろしをバス運転手に依頼して目的地まで運搬、移送することが可能かということでございます。福祉バスの運行をお願いしておりますバス会社2社に問い合わせましたところ、両者とも会社の業務の内容が旅客運送業を主としており、荷物だけの運搬は基本的には実施していませんという回答でございました。

次に、もう一つのケースでございますが、こちらは生産者当人が野菜などを手に持つなどして、荷物と一緒に福祉バスに乗り込む場合でございます。これもバス会社に問い合わせましたところ、乗客

の方本人が積みおろしができて、車内において自分で管理できる範囲のものであれば、いわゆる手荷物としてバス内に持ち込むことは可能です。持ち込み可能な手荷物の大きさにつきましては、法律による規定はなく、会社ごとの内規によります。具体的には各運転手の判断に任されている面が大きく、荷物の大きさによっては運賃の半額をいただく場合もあり得ます。また、明らかに別の座席を占有する場合なども同様に運賃の半額をいただく場合もあり得ますという回答でございました。

以上の2つのケースにつきまして、本町としましては、安全運行の確保、乗客と運行委託バス会社とのトラブル防止の観点から、運行委託バス会社の意向を尊重したいと考えております。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 旅客運送法で多分そう来ることは私も計算しております。それはできないことはわかっておるんですけども、やはりせつかく農家の所得を上げようという我が町、農林業にとり第一産業でありながら、その中で高齢者の所得を上げようということであるからできないかなと思ったけれども、調べているうちにできないということがわかりました。

1つ、今国の緊急雇用事業というのがまだあるんじゃないかなと思うんですけども、その中で1名か2名、例えば道の駅の人を各週を決めて、いろんな地区を回っていただいて集荷して回る。1、2名雇用。何でそれを言うかという、10日ぐらい前ですか、ちょっとテレビのニュースを見ておりましたら、国東のほうじゃなかったですかね。高齢者の健康のために町がエアロビックのインストラクターを国の緊急雇用事業で雇用して、体育館かどこかで体操とかいろんな運動をするというニュースをちらっと聞いたんです。だから、我が町でもやっぱり所得を上げてそれだけのものをする。やはり高齢者につくる喜び、また売れる喜び、そういうものを与えるのもいいんじゃないかな。ただ連れ出して運動したり温泉に入ったり、それもいいと思うんですけども、やはり帰れば昔から鍛えた体ですから、じっとしとくわけにはいかんですから、やはり野良仕事をします。すれば、やはり白菜は10個もあればいいんですけども、種は1袋買わないかん。買えば皆まいてしまう。つくる技術は非常に持っておりますので、まだまだ町のほうでも国の緊急雇用事業でそれができないのかお聞きいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 緊急雇用事業の実施期間が本年度までになっておりまして、本年3月でこの事業は終了いたします。あと残すところ半年となっておりますので、この事業の中で新たに1名の方を雇用するということは時間的に厳しいのではなかろうかというふうに思っております。この事業が終了した後は、次の引き継がれる事業の予定はございませんので、もしその事業を継続しようとするならば、玖珠町が人件費等をすべて持つようになるということになりますので、今の段階では、そういう点につきましては考えておりません。

それから、道の駅のことについてでございますが、道の駅の中の組織としまして直販部会がございまして。この部会の中では、かねてより集荷体制の強化ということで集荷、軽トラックといいますか、何らかの手段を使いまして、生産者の間を回れないかということが議論にはなっておりますので、そ

の議論を見守っていきたくないと、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 3月に切れれば今から申請をしても間に合いませんか。非常に残念ですね。

やはり仕事のない人が1名でも2名でも、その事業でつけて所得が上がることはいいことじゃないかなと、私も若干気づくのが遅かった部分もあると思うんですけども、やはり執行部はそういう部分が早く知れ得ているところにありますから、やはりそういう部分は早く打ち出して取り組んでいくべきではなかろうかなと思っているんです。ただ、だれも言わないからやらない、聞かないから言わない、そういうものではなくして、やっぱり行政、議会、町民と一緒にあって、一体になっているいろんなものを考えていかないと、まちづくり、町というのは発展していかないんじゃないかなと思っているんです。もったいない事業だと思います、私。実にもったいない事業でございます。雇用できるんですから。国の事業ですから。幾らかの負担あると思うんですけども、残念だなと、それしか言いようがありません。

道の駅のほうの方ともお話をしたんですけども、ちょうど農協の部長さんがおられたので、部長さんにもやはり農協も一緒にここへ店を出しているんだから、運送とかそういうものを手伝ってくれんかと言って部長にお話ししたら、それは考えましようといったら、もう農協のほうはこの前の総代会の後に何か打ち出しておるようでございます。行政というのは、なかなか手順を踏んでいかなければできない部分もあって、いろいろ、もやもやする部分が多いんですけども、やはりそういうところは国のものですから、さっと取り組んでやっていただきたいなというふうに思っております。

4番目に書いておりますモラロジー跡地の活用、利用について伺いたいと思いますけれども、先般12月議会でお聞きしまして、4,000万ほど今までお金を入れて300万ぐらいの収益があって、3,700万円ぐらいは今出ているというお話でございました、総務課長。毎年130万から140万ぐらいの経費が必要だと。10年たてば1,400万か1,300万ぐらいするともう5,000万円ぐらいになります。

質問をした中なんですけれども、私が質問をしましたところ、いろんなところで私の耳に入ってきたことでございますけれども、モラロジーの大学のほうへ行かれて、ではモラロジーが大学をつくらうかなんていう話がちらっと聞いた。それはないだろうということだったんですけども、無償提供をいただいてありがたいことなんですけれども、その中に文言があって、教育活動の部分で社会教育活動というのかな、何かそういう文言があるそうでございますけれども、文言があればやはりそれを早くモラロジーのほうに言って、行政がこういうこうだ、こういう方向だ、これは外してくれないか、外さないとかほかのところに使用できないし、本当にこのままだと負の財産になるんじゃないか。教育活動の一環に使わなければほかには何も使えないんでしょう。もう金が要るばかりです。その辺の取り組みはどうなっているのかちょっとお聞きします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをしたいと思います。

今まで多くの議員さん方からもご質問がモラロジーの跡地の利活用、跡地利用についてはあったところでございますが、本日の回答も重複するところが多々あるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

教育活動の使用及び利用の文言ということでのご質問であります。

ご承知のとおり、モラロジー跡地は財団法人モラロジー研究所、それから学校法人廣池学園から平成11年3月に玖珠町に寄附申し出がありまして、当該財産を教育施設としての活用ということでの管理を委託されました。11年4月からは町の管理になります。平成12年8月に文部省の認可、それから平成12年11月に正式認可がおりまして町の財産になったところであります。

財団法人モラロジー研究所は、創設者の世界平和と人類の安心、幸福という実現の大理想のもとでの道徳科学研究という活動、それからモラロジーに基づく社会教育、学校教育活動を行ってきたセンターの施設でもありました。また、そのことで玖珠町に寄附の申し出をされたときに、無償譲渡での申し出があったときに、先ほども議員さんから言われました教育施設としての活用ということが町に希望として言われたということで、これは自治法上等で規定されます負担付寄附という性格ではございませんで、従前の利用の流れからして、教育施設としての活用を希望されたというふうに理解しています。

残念ながらその利用についてのこれまでの利活用につきましては、先ほど議員さんの言葉にもありましたとおり、負の財産となっている現状ではあります。これまで学校法人、社会福祉法人等の問い合わせに対して、現地の案内、それから資料の提供など対応してきたところでございますが、現実的に現時点までに利活用の方策等が決まっていない状況であります。今後教育施設としての活用を前提としながら、特定非営利活動法人とか農業法人だとか、雇用の場の確保を含めて地域活性化に資する事業所の誘致、企業用地としての有効活用等の検討をしながらのこれまでの対応でございますけれども、特に先ほど言われました教育施設としての活用の要望については、内容によってご理解はいただけるものとは思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） その文言は、教育活動の希望であるということは、外せば外せないこともないというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。なぜここを聞くかということ、この文言がどうも引っかかるみたいになずっと気がしていたんです。それで研究所のほうも廣池学園のほうも希望であるという締結した文言ではないということですね。

では、口の現在の建っている建物がございますね。その耐久性、どれぐらい持つのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 2番目の現在の建物の耐久性についてのご質問でございますが、建築につきましては、昭和50年10月に着工いたしまして、昭和51年7月に完成をいたしております。建物は教

育センター本館の部分は2階建て、延べ床面積は2,610.6平米、そのほかにこれは木造になりますけれども、職員住宅が2棟で262.6平米、そして、女子寮、それから来客用の宿舎、これも木造でございますけれども、96.5平米がございます。

ご質問のセンター本館の部分になろうかと思いますが、鉄筋コンクリートづくりで、昭和51年建築ということで築35年を経過いたしております。現在、震災等における耐震構造が特に言われている状況でございますが、耐震診断を行わなければ使用につきましては難しいかと思っております。改修が必要になる施設だというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 35年たっているということで、このまま持つておると将来的に崩すときには作業廃棄物でございますから、億近い経費がかかるのではないかな、それは10年後か20年後か、それはわかりませんが、本当にそうなったときにまた町民が納得しないと思うんですよね。なぜ何かいい活用がないか。私も先月行ったときに、あそこをぜひセンタープールにということをおっしゃったんですけれども、町長さんのお答えの中では、今はそのようなことは考えていない。内帆足、七福神のほうの水のほうに被害も出るのではないかなというようなことで答弁をいただいたところで終わったところでございますけれども、内帆足、それから七福神のほうの方に聞いてみると、いや、うちかたとは山のあれが違うんだから関係ないよというようなことを聞いております。

だから、なぜここまで責めて聞くのかということになりますけれども、やっぱり前々町長の小林さんが町村会の議長か何かになられたときに、たまたまその日に偶然お会いをして、そのとき私が組合の理事をしておりまして、そのときにある企業が買いに来たのを町も知っていると思います。だから、万年山牧場、あの辺もちょっと買おうかなとちょっと小林さんに言いに行ったら、いや、いただいたものは売りませんということでございましたから、私もまだ議員さんではございませんし、議員さんになって調べてみたら、やはり負の財産になるものであれば、早く処分をするか誘致をするかしないと、それは年間百何十万かもしれませんけれども、年間140万であればやっぱり5、6千万か7、8千万の事業ができると思うんです。町の中ではそれぐらいの事業ができると思うんです。やはり崩すとなれば1億の経費となり、10億の仕事ができるんですから、それをいつまでも持っているということは非常に難しいのではないかな。だから、その辺を考えて、これを無償でもらったものであれば、国のほうに無償提供する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 3番目の国への無償譲渡をする考えはないかということのご質問でございます。

先ほど述べましたけれども、財団法人モラロジー研究所からの無償で譲り受けた折の、先ほどの繰り返しになりますけれども、教育施設としての活用を町に希望されたところです。これまで一般質問の議論の中で、教育施設としての活用に限らず、自衛隊の訓練施設や戦車整備施設などの誘致につい

での議論といえますか、語られたことはございますが、国への正式な町としての要望とかのことはなっておりません。現在施設の状況、広大な敷地の状況から教育施設のみならず広く可能性について検討して、利用の変更についても先ほど申し上げたとおり、財団のご理解はいただけるものとは思いますが、最も有効な利活用について模索するということが今後も求められることと思います。

しかしながら、議員さんも先ほどお言葉の中にありましたけれども、モラロジーの跡地約60ヘクタールでございますけれども、内帆足の水源地の水系ということで、玖珠町の上水道の水源地域でもありますので、ご提案されています国への誘致を含め事業所の誘致、企業の立地用地や法人施設等の誘致についての事業内容、企画内容を検討して今後も対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 60ヘクタールといったら莫大な土地、景気のいいときであれば立派なゴルフ場ができる広さでございます。30ヘクタールでもゴルフ場ができるんですけども、非常にもったいない。なぜそう言うかといいますと、基地対策特別委員会の中でも、委員長報告の中でも新規部隊の配置ということをやっております。だから、その土地を無償提供ができないのであれば、あのビルを利用してテロ部隊の訓練をする隊を呼ぶとか、そういう方向性を私は見出したいなど。そうすると、我が町がやっぱり本当に自衛隊さんと共存共栄をするのであれば、それぐらいのことをして、やはり自衛隊さんが増えれば人口も増えてくると思うんです、家族で。やはり今からはそういうテロ組織に対する訓練が非常に必要じゃないかなと国あたりでも言っております。

石破防衛庁長官のときに会ったんですけども、あの大臣は戦車不要論でございましたけれども、今から戦車はいらないと会ったときに、基地対策の人は行かれたから、皆さん聞いていると思うんですけども、それでもやっぱりそのときに特別戦車道というのをお願いして、では調査をしよう、今、戦車道の話がいろいろ上がっておりますけれども、そうじゃなくして、せっきく60ヘクタールあるものであるから、国のほうへそういうお願いをしたらどうかと思うんです。無償譲渡ができなければ、使っていただいて年間幾らかという賃借料をもらっていただいて。なぜかという、やはりいただいたその使用料で、私的な考えでございますけれども、それでやはり福祉施設をつくらうと私は思っているんです。そのお金は全部福祉施設、町経営の福祉施設、町民だれでもが自由に出入りができる、そういう施設がないんですよ。これから高齢化社会、平成29年度ぐらいがピークですかね。それから、高齢者が横ばいというようなデータが出ておりますけれども、そういうものもあっていいんじゃないかなと思うんです、町独自の。それはいろいろ経営が難しい部分もあると思います。だけれども、今回も特別擁護老人のホームができますけれども、それもやはりところというのは、なかなか金のかかる町の負担のするものでございます。

だから、そうじゃなくして町民が自由に出入りできる、自由に利用できるものを町が経営する、そういう方向性を出していくと、やっぱり町民、住民、それは、サラリーマンの方とか役所の方、厚生年金の方は、それは非常に年金をたくさんもらっていると思います。だけれども、我が町の農林業の

方というのはほとんど国民年金でございますから、わずかなものでございます。ちょっと高齢者で病気をして入院すれば、もう足りない。足りないから、おじいちゃん、おばあちゃんは無理をしても、介護の検査に来たときでも、もう元気がいいんですよね。それで帰って、あそこ痛いとか、ここ痛いとか。やはり子供や孫に負担をかけないためにそういうことをやるんです。そうじゃなくして、こういうせっかく60ヘクタールという立派なものを土地があるんですから、負の財産になりかけよるものであるから、その辺を考える必要があるんじゃないかと私は思っておるんです。それぐらいのことを取り組んでいかないと、やっぱり自衛隊さんが来てくれるのもいいじゃないですか。そのおかげで人口も増えると。そして、施設をつくる。本当にみんなが自由に出入りができる、ああ我が町はいいなというようなことでありますけれども、町長さん、どうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 私も基本的に尾方議員の考えと同じでして、私、ここの仕事をさせていただくようになりまして、モロラジーの件に対しての質問は4、5回出たという認識があります。本当にこれは町の執行部だけではなくて、議員の皆さん方も一緒になって、この土地をどういうふうにご利用するかということをやはり考えていって、やっていかないともったいないと思うんです。私が今、個人的に考えているのは、個人の方に売るとするのは非常にリスクがあると思うんです。転売されて産廃のところになったりしますから、そういう理由目的をどういうようにするか。一つの中で戦車の訓練でもいいし、いろいろあるかと思えますから、そういうのを一緒に考えて、やはり私もいみじくも負の資産と答えられましたけれども、この負の資産をいつまで持っていても非常に大変だから、同じ方向で、これはもし教育目的ということで限定されて、それを動かせなかったら、今から私どもでもモラロジーのほうに行って、廣池学園のほうに行って、こういう目的で考えていますから、その分をとってくださいとかやっていかなければいけないと思えますから、本当に一緒になってどういう利用をするかというのを考えていきたいということを考えております。ぜひいろいろなお知恵をその中で解決していきたいと思っておりますから、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8 番（尾方嗣男君） ぜひそういうことで議会も一緒になって、執行部も一緒になって、いい知恵を出していきたいと思えます。やはり基地対策で新規部隊の配置ということをやっておりますから、私も基地対策委員の一人でございますから、うたった限りは何かの自衛隊の誘致をして、一番いいのはやっぱり建物を利用したテロ組織じゃないかなと考えております。センタープールというのもいいかもしれないけれども、いろいろ油が出るとか水源にいろいろあるとか、今いいパットとかいろんなものがありますから、なかなか染み込んではいかないと思うんですけれども、それが何十年とたてば老朽化して被害の出るおそれもありますので、テロ組織的な訓練所であれば一番妥当な線ではないかなと。そのいただいたもので、それで福祉施設もつくって町が経営して、町が経営すれば、一個人がもうけるものじゃなくして、それをまた還元して町民が本当に生き生きとできるものが一番望ましいんじゃないかなと思っております。

ぜひまた議会議員の皆さんと一緒にお話をし、ぜひこの問題はクリアできるものはあると思います。社会教育に使ってくれというのは相手の希望でありますから、こういうふうに町の経営がこういうふうな負の財産になる、建物を崩せばかかる、そういうものであれば、廣池学園やモラロジー研究所も納得をしてくれるんじゃないかなと。そのときには執行部も議会も一緒になってお願いに行くのがいいのではないかと考えていますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす15日は議案考察のため休会いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす15日は議案考察のため休会、16日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後4時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月14日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 石井龍文

署名議員 清藤一憲